

Title	ドイツ・ライヒ財政の帝国主義的構造
Sub Title	Die imperialistische Struktur der Reichsfinanzen von Deutschland 1891-1913
Author	鈴木, 純義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1983
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.76, No.2 (1983. 6) ,p.275(89)- 308(122)
JaLC DOI	10.14991/001.19830601-0089
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19830601-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ・ライヒ財政の帝国主義的構造

鈴木 純 義

目 次

はじめに

I 軍事費

1 陸軍費

2 海軍費

 a 艦隊法以前

 b 艦隊法以降

 c キール運河拡張費

II 軍事関連経費

1 植民地関係費

2 軍人恩給・傷病年金

III 社会政策費

IV ライヒ公債

むすび

はじめに

本稿は、ドイツ帝国主義が本格的展開をみせる1890年代——とくにその後半——以降第1次世界大戦に至る時期に関し、ドイツ帝国財政の経費構造をとくに公債との関連の中で解明することを目的とするものである。このいわゆる「古典的帝国主義」の時代に関するドイツ財政については、い
うまでもなく従来から多くの研究が蓄積されてきている⁽¹⁾。その際、ドイツ資本主義の帝国主義的展
開とともに、軍事費・植民地関係費・公債費・産業経済費・社会政策費の五大費目の膨脹する点が
強調され、これがほぼそのまま金融資本の政策として位置づけられることが多い。財政現象を直接
的に資本の政策に結びつけることの可否は今も問わないにしても、ドイツの場合90年代後半に金融
資本が確立期を迎えるとともに、かかる五大費目なかんずく海軍費・植民地関係費・公債利払費が
顕著に増大していることは疑い得ない事実である。

しかしながら、それぞれの経費に関するわが国の研究においては、資料上の制約もあって必ずし

注(1) 拙稿「ドイツ帝国財政の形成と展開」上(『三田学会雑誌』74巻3号)47—48頁注(2)参照。

も詳細かつ十分な検討が行なわれているわけではない。すなわち、①軍事費——支出対象別の細目までおよぶ唯一の研究として、大島通義「帝国主義確立期におけるドイツ財政の構造と機能の発展——ひとつの試論——」(経済学年報3 1959年)がある。しかしながらこの論稿においても、とくに軍事公債による調達資金が軍事関係のいかなる支出対象に向けられたかについては、必ずしも十分に明らかにされているわけではない。また、海軍費につきこれを建艦状況との関連の中で詳細に考察したものはない。軍事費については基本的には大島教授の論稿によりつつも、かかる欠如を補完することになろう。②植民地関係費——植民地に対する行政補助金、遠征費に関してはある程度解明されているが、これと公債との関連や植民地財政それ自身との関連は全く明らかにされていない。③社会政策費——老齢・廃疾保険に対するライヒ国庫負担金に関してしか解明されておらず、社会保険財政の全体像(ライヒ国庫負担金の保険金給付額に占める比重および保険資産の運用)については全く明らかにされていない。④公債問題——年度別の公債による資金調達額の使途別内訳が資料上確定され得ていないため、二つの問題ある所説が生まれている。ひとつは好況期にも公債発行の減少しなくなったことをとらえて、金融資本がその「過剰資本」の投下先として公債発行を要望するようになったとする「過剰資本投下対象説」⁽²⁾、いまひとつは、ライヒ公債の激しい累積と相場下落の中にライヒ財政の連続的危機を見い出そうとするいわば「連続危機説」⁽³⁾である。この問題に関しては、ライヒ財政の現実の展開に則して検討したい。

本稿の課題は主として以上の四点につき、⁽⁴⁾従来明らかにされていなかった計数に基づいて詳細な検討を加え、もって広い意味でのライヒ財政のもつ帝国主義的経費構造の特性を剔抉することにある。

I 軍事費

陸軍費と海軍費の動向を比較すると第1～3図のようである。すなわち、ライヒ財政支出中最大比率を占める陸軍費においては1880年代末期～90年代前半と大戦直前の臨時費の突出が目立つが、両突出をはさむ時期は経常費主導の漸増傾向にすぎず、ライヒ財政支出中に占める比率はかなり低下している。これに対して海軍費は、世紀転換期以降臨時費の急増に牽引されて急激な膨脹を示し、ライヒ財政支出中に占める比率も徐々にではあるが上昇している。陸軍費を100とした場合の海軍費の比率をみると、91年には15.1%にすぎなかったが、1910～12年平均では51.2%にも達している

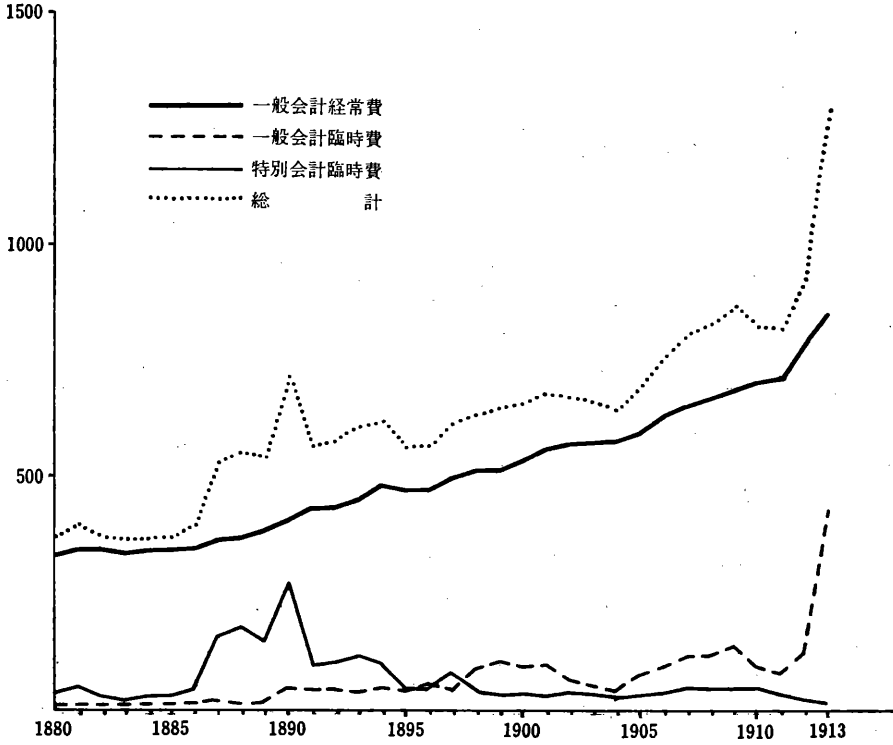
注(2) 武田隆夫「ドイツ公債についての覚書——金融資本成立との関連においてみた」(玉木・末永・鈴木編『マルクス経済学体系—宇野弘蔵先生還暦記念論文集—』下巻、岩波書店、1957年)。

(3) 伊東弘文「ドイツ帝国主義財政の帰結をめぐって」(『商経論集』10巻2・3号)。

(4) 「産業経済費」とみなし得る鉄道・郵便・電信事業のための官業費に関しては別様の検討を要するので本稿では考察の対象としなかった。

(百万M)

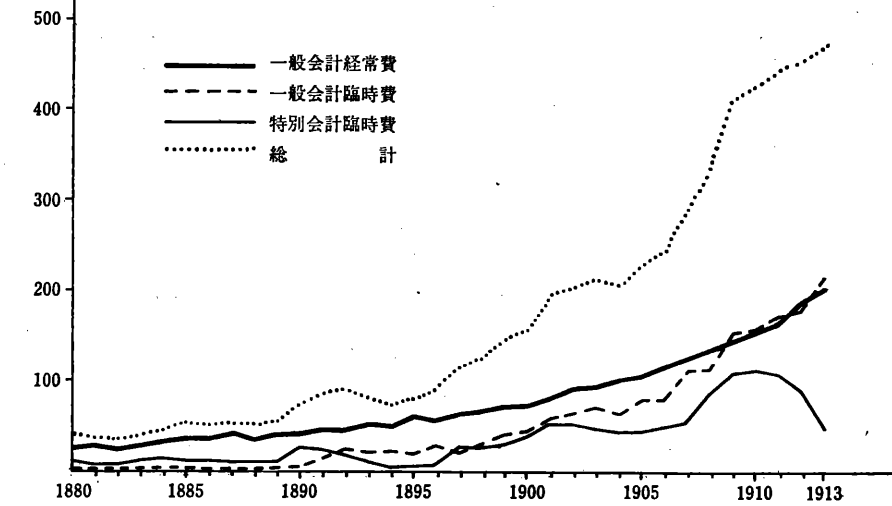
第1図：陸軍費推移



資料：St. Jb. 1891ff. より作成(前掲拙稿下付表10(a)および後掲第5表参照)。

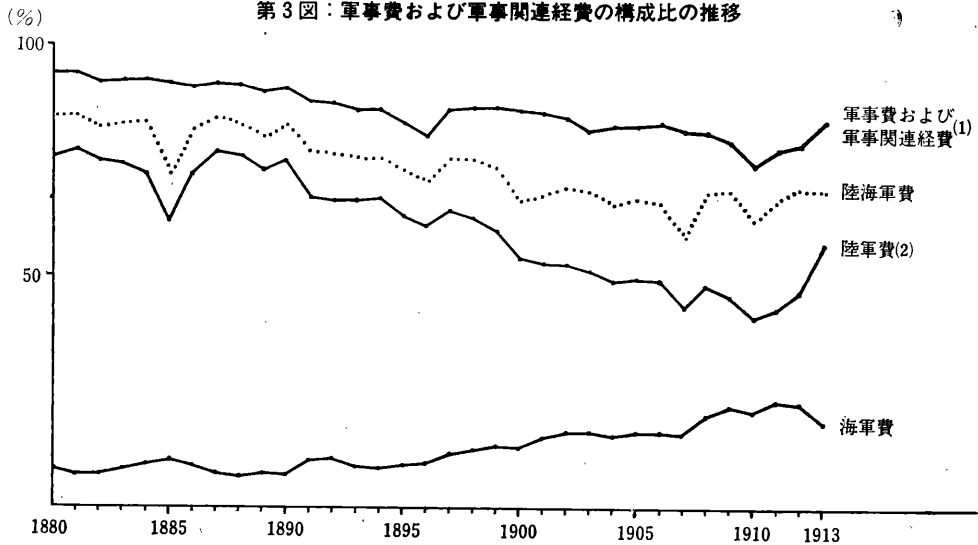
(百万M)

第2図：海軍費推移



資料：St. Jb. 1891ff. より作成(前掲拙稿下付表10(b)および後掲第15表参照)。

第3図：軍事費および軍事関連経費の構成比の推移



資料：St. Jb. 1891ff. より作成(前掲拙稿下付表および後掲第4表参照)。

(1) 植民地関係費を含むのは96年以降。

(2) 12・13年に関しては後掲第4表その他の項目のうち陸軍費と考えられる部分を含む。

のである(後掲第4表)。それゆえ、ここでは陸軍費については以下の五点を指摘するにとどめ、海軍費の考察に重点をおくこととする。

1 陸軍費

①80年代末～90年代前半の特別会計臨時費の突出——これは公債を財源として、兵営建築、作戦・戦闘能力向上、国境守備隊配置、大砲・武器等武装力強化・充実、要塞建築、国防用鉄道網の整備・完成などのために大規模な支出が行なわれたことによるものである。⁽⁵⁾ 大戦直前までの陸軍公債による資金調達総額計約20億Mのうち約65%にあたる約13億Mがこの時期(87～97年)に集中している。⁽⁶⁾ これ以降臨時費の重心は一般会計のそれ(経常財源)に移るとともに、臨時費の陸軍費に占める比率は10%台に低下する。陸軍設備投資はドイツ帝国主義の本格化する時期に一段落し、装備拡張の軸は海軍に移るのである。

②90年代後半以降は経常費主導による漸増傾向——経常費の約半分は兵員給与。経常費増加に対するその寄与率は最大で、経常費の漸増を主導。ただし、その構成比は漸次低下(第1表)。かかる兵員給与の動向を規定したのは平時兵員の漸増状況と兵器・要塞関係費の構成比の上昇である。兵員に関していえば、なるほど93年8月3日付法律に基づく「5年法」(Quinquennat)の採用(実際には1年延長された)と2年現役制への兵役義務期間の短縮により、⁽⁷⁾ 潜在的兵役義務者の吸収は強化

注(5) 前掲拙稿下(『三田学会雑誌』74巻4号)52頁, 69頁付表10(a)。

(6) 同上拙稿下74頁付表17および本稿後掲第30表。

(7) RGB1. 1893, S. 233f., Ges. v. 3. August 1893.

第1表：陸軍経常費の構成費と増加率(1886年=100)

(%)

年度	兵員給与(1)	人員維持関連(2)	軍事技術関係(3)	バイエルン(4)	その他(5)	計
1886	53.18 (100)	23.33 (100)	4.50 (100)	12.85 (100)	6.13 (100)	100 (100)
87	53.69 (106)	22.88 (103)	4.48 (105)	13.03 (106)	5.93 (101)	100 (105)
88	53.13 (106)	23.75 (108)	4.35 (103)	12.84 (106)	5.92 (102)	100 (106)
89	54.19 (113)	23.17 (110)	5.10 (125)	11.53 (99)	6.00 (108)	100 (110)
90	54.21 (119)	23.56 (118)	4.58 (119)	11.55 (105)	6.10 (116)	100 (117)
91	52.74 (125)	22.09 (119)	7.49 (209)	11.54 (113)	6.14 (126)	100 (126)
92	53.29 (128)	22.54 (123)	6.15 (174)	11.68 (116)	6.34 (131)	100 (127)
93	52.94 (131)	22.50 (127)	6.65 (194)	11.56 (118)	6.35 (136)	100 (131)
94	52.48 (139)	22.88 (138)	7.39 (231)	11.27 (124)	5.98 (137)	100 (141)
95	51.86 (134)	23.19 (137)	7.38 (226)	11.32 (122)	6.25 (140)	100 (138)
96	51.39 (133)	23.42 (139)	7.39 (227)	11.48 (123)	6.32 (142)	100 (138)
97	50.99 (139)	23.42 (145)	7.78 (251)	11.25 (127)	6.56 (155)	100 (145)
98	51.87 (146)	23.13 (149)	7.23 (241)	11.28 (132)	6.49 (156)	100 (150)
99	52.30 (148)	23.19 (150)	6.62 (222)	11.28 (133)	6.61 (163)	100 (151)
1900	51.05 (151)	23.67 (159)	7.46 (260)	11.22 (137)	6.60 (169)	100 (157)
01	50.15 (155)	23.44 (165)	8.47 (310)	11.09 (142)	6.85 (184)	100 (165)
02	50.50 (159)	23.35 (168)	8.20 (306)	11.08 (145)	6.87 (188)	100 (168)
03	49.56 (157)	23.95 (173)	8.37 (313)	11.11 (146)	7.01 (192)	100 (168)
04	48.58 (154)	24.13 (175)	9.00 (338)	11.14 (147)	7.15 (197)	100 (169)
05	49.02 (160)	24.16 (180)	8.63 (334)	11.14 (151)	7.05 (200)	100 (174)
06	50.08 (174)	21.93 (174)	9.71 (399)	10.94 (157)	7.34 (221)	100 (185)
07	50.08 (180)	22.07 (180)	9.07 (384)	11.00 (163)	7.78 (242)	100 (191)
08	49.87 (183)	22.35 (187)	9.38 (408)	11.06 (168)	7.34 (234)	100 (196)
09	50.57 (191)	21.81 (188)	9.28 (415)	11.12 (174)	7.22 (237)	100 (201)
10	49.88 (191)	21.70 (192)	9.91 (454)	10.96 (176)	7.55 (254)	100 (206)
11	49.84 (193)	21.99 (196)	9.54 (442)	11.05 (179)	7.58 (258)	100 (208)
12	49.14 (211)	20.84 (204)	10.45 (530)	12.41 (220)	7.16 (267)	100 (228)
13	48.64 (228)	20.93 (224)	10.78 (599)	12.57 (244)	7.08 (288)	100 (250)

資料：St. Jb. 1895ff. より作成(前掲拙稿下付表10(a)および後掲第5表参照)。

- (1) 現金給与, 現物給与, 住宅手当。
- (2) 被服・装具費, 宿営費, (人員)輸送費, 医療費, 軍事教育費, 馬匹費。
- (3) 兵器・弾薬費, 要塞建設・維持費。
- (4) 分類不能。
- (5) 本省費, 経理・会計費, 将校給与, 未亡人基金への補助金等。

されたが(91~94年の兵員増加数5.1万人), 99年以降漸増方式(第2表注(2)参照)の採用により, 兵員増加数は1894~1900年1.2万人, 1900~06年0.8万人, 1906~11年0.8万人と, 増勢は弱くないし停滞している。これは, ライヒ指導部と陸軍省が参謀本部の見解と異なり, 良質の教育・指揮・組織が量を制すとの考えのもとに, 潜在的兵役義務者の増加に応じた兵員の増強は不要であるとの見解をとったことに基づくものである(1912年まで)。(8)

経常費における兵器・要塞関係費は兵員給与と全く逆の動向を示し, いわゆる動力武装率の上昇をもたらしめているが, 兵器・要塞関係費は経常費に限定されない。

③臨時費の重心が一般会計のそれに移った世紀転換期以降の臨時費の内訳——カンドラーの示す

注(8) Handbuch zur deutschen Militärgeschichte 1648—1939 (以下H. z. d. M. g. と略記), hrsg. v. Militärgeschichtlichen Forschungsamt, Bd. 3: V Von der Entlassung Bismarcks bis zum Ende des Ersten Weltkrieges 1890—1918, Frankfurt am Main 1968, S. 51—52.

第2表：陸軍人員(予算)

年度	兵卒(増加率)	下士官	士官	官吏・軍医等	計(増加率)
1881	375,688 (100)	51,586	18,128	3,855	449,257 (100)
82	— (—)	—	—	—	— (—)
83	375,687 (100)	51,587	18,118	3,847	449,239 (100)
84	375,683 (100)	51,591	18,115	3,847	449,236 (100)
85	375,699 (100)	51,575	18,139	3,837	449,250 (100)
86	375,861 (100)	51,413	18,143	3,918	449,335 (100)
87	412,962 (110)	55,447	19,262	4,154	491,825 (109)
88	412,906 (110)	55,503	19,294	4,023	491,726 (109)
89	412,760 (110)	55,649	19,457	4,089	491,955 (110)
90	412,682 (110)	55,727	19,737	4,100	492,246 (110)
91	428,535 (114)	58,448	20,440	4,234	511,657 (114)
92	428,537 (114)	58,446	20,524	4,237	511,744 (114)
93	428,451 (114)	58,532	20,662	4,240	511,885 (114)
94	479,229 (128)	77,883	22,534	4,902	584,548 (130)
95	479,229 (128)	77,981	22,618	4,906	584,734 (130)
96	479,229 (128)	78,054	22,687	4,924	584,894 (130)
97	479,229 (128)	78,217	23,088	4,906	585,440 (130)
98	479,229 (128)	78,207	23,176	4,841	585,453 (130)
99	479,229 (128)	78,247	23,230	4,790	585,496 (130)
1900	491,136 (131)	80,556	23,850	4,974	600,516 (134)
01	494,351 (132)	80,642	24,145	5,030	604,168 (134)
02	495,500 (132)	80,985	24,292	5,034	605,811 (135)
03	495,500 (132)	81,079	24,354	5,042	605,975 (135)
04	495,500 (132)	81,958	24,374	5,040	606,872 (135)
05	497,576 (132)	82,582	24,522	5,078	609,758 (136)
06	499,378 (133)	83,966	24,687	6,332	614,363 (137)
07	500,664 (133)	84,712	25,111	6,361	616,848 (137)
08	501,990 (134)	85,166	25,457	6,393	619,006 (138)
09	503,705 (134)	85,480	25,559	6,418	621,162 (138)
10	504,446 (134)	85,226	25,718	7,093	622,483 (139)
11	507,253 (135)	86,442	25,880	7,157	626,732 (140)
12	531,004 (141)	90,416	27,267	7,457	656,144 (146)
13	647,811 (172)	104,377	30,253	8,337	790,778 (176)
14	655,582 (175)	105,856	30,739	8,469	800,646 (178)

資料：St. Jb. 1882ff., Abschnitt XIV.

(1) 1882年が欠落しているのは、St. Jb. の1882年版が1881年度について掲載しているのに対して、1883年版以降では当該年度の計数が掲載されているためである。

(2) 1893年度までは、本表の兵卒と下士官の合計が、7年法の規定する平時兵員である。

- 1881年度～86年度：427,274人 (RGB1. 1880, S. 103, Ges. v. 6. Mai 1880)
- 1887年度～90年度：468,409人 (RGB1. 1887, S. 117, Ges. v. 11. März 1887)
- 1891年度～93年度：486,983人 (RGB1. 1890, S. 140, Ges. v. 15. Juli 1890)

1894年度以降は、5年法(実際には延長されて6年法)となり、兵卒のみを平時兵員として規定。

- 1894年度～99年度：479,229人 (RGB1. 1893, S. 233, Ges. v. 3. August 1893)

さらに1899年10月1日以降は漸増方式に変更される。

- 1899年3月25日付法律により1903年度までに495,500人に達すべきこととされ、1902年度には達成されて、これが1904年まで延長された (RGB1. 1899, S. 213, Ges. v. 25. März 1899; 1904, S. 65, Ges. v. 22. Februar 1904)。
- 1905年4月15日付法律により、1909年度までに504,665人、10年度までに505,839人と目標規定され、その間漸増 (RGB1. 1905, S. 247, Ges. v. 15. April 1905)。
- 1911年3月27日付法律により、15年度までに515,321人と目標規定されたが、12年度にはこれを達成。そこで12年6月14日付法律により、目標規定を544,211人に増員したが、13年度にはこれを達成。13年7月3日付法律をもって直ちに661,478人に引き上げられた (RGB1. 1911, S. 99; 1912, S. 389; 1913, S. 496)。

第3表の数値にはやや制約はあるが、いちおうこれによると、一般会計臨時費の大半(約40%)が兵器・弾薬のために支出されている。これに基づいて推断すると、一般会計臨時費の若干の増大がみられる1900年前後および1906~09年には、経常費における兵器関係費とはほぼ水準の支出がこの一般会計臨時費から行なわれていたことになろう(後掲第5表)。動力武装率の上昇もかかる臨時費による支出によってより強固に裏打ちされていたといつてよい。

④1913年の一般会計臨時費の突出——これは、いわゆる「陸軍大規模

(9)法」により、大戦を目前にひかえて急激な軍備拡張が行なわれたことによるものである。これもその支出対象は第3表により推断するほかないが、兵員の大増強(1912~13年の兵員増加数11.7万人と1887~1912年の25年間の11.8万人とを比較せよ)に伴う被服・装具、宿営、兵器・弾薬のための経費の著しい増大を内容とするものであろう。なお、12~13年の特別会計臨時費の急激な落ち込みは、後述の海軍公債削減策と軌を一にするものである。

⑤後掲第26表「その他」の12年、13年の突出——その原因は「一般財務行政」(Allgemeine Finanzverwaltung)から、それぞれ20.09百万M、175.93百万Mが支出されたことによる(一般会計臨時費)。カンドラーによれば、「一般財務行政」の一般会計臨時費として12年には国防用鉄道網の完成のために5.53百万M、13年には同じ目的のために2.84百万M、陸軍への前貸の返済免除として98.7百万M、12~13年計107.06百万Mが予算計上されたという。数値に相当の開きがあるが、12~13年の同項目からの経常費はほとんどバイエルン軍事費であったことを考え合わせると、上の約2億Mも実質上陸軍費であり、その支出目的はカンドラーの示す通りであったと考えてよからう。

第3表：陸軍臨時費支出対象別比率⁽¹⁾(予算)

年度		1911	1912	1913
一般会計臨時費	兵器・弾薬	38.56	29.29	31.55
	宿 営	18.37	20.46	25.70
	被服・装具	13.31	13.31	16.10
	輜重・工兵			
	エルガス・ロート			
	リンゲン向け支出	5.36	5.50	6.96
	その他	75.60	68.56	80.31
計	24.40	31.44	19.69	
特別会計臨時費(要塞) ⁽²⁾	計 (%)	100	100	100

資料：Johannes Kandler, *Der deutsche Heeresetat vor und nach dem Kriege*, Leipzig 1930, S. 67 Tabelle V.

- (1) プロイセン分担軍についての比率。
- (2) 全額要塞向け支出となっているが、ライヒ全体の場合には、「重要な要塞の建築」と「国防用鉄道網の完成」のために支出されるべきものとする原則が、01年度予算添付記録書によって確定されている(Denschriftenband zur Begründung des Entwurfs eines Gesetzes betreffend Änderungen im Finanzwesen, hrsg. v. Reichsschatzamt, Theil I, Berlin 1908, S. 29)。

2 海軍費

a 艦隊法以前

注(9) P.-C. Witt, *Die Finanzpolitik des Deutschen Reiches von 1903 bis 1913*, Lübeck und Hamburg 1970, S. 356ff.

(10) Kandler, a. a. O., S. 23.

(11) St. Jb., 1915, S. 352.

第4表：帝国経費

〔単位：百万M〕

年度	軍事費および軍事関連経費						VI 外交費	VII 財務行政費	VIII その他(2)	I~VIII 総計	小計 総計 (%)	対国民 所得比率 (%) (3)
	I陸軍費	II海軍費	IIIキール 運河費	IV植民地 関係費	V軍人年金	I~V小計						
1891	566.52	85.40	26.24	(1) 年平均 4.8	63.94	742.10	13.78	65.58	26.23	847.69	87.5	3.87
92	576.62	90.44	24.95		65.55	757.56	14.35	69.70	31.67	873.28	86.7	3.94
93	602.56	81.24	26.59		71.09	781.48	17.04	72.62	36.09	907.23	86.1	4.03
94	617.77	78.53	23.24		75.15	794.69	14.42	76.81	36.85	922.77	86.1	4.02
95	562.72	85.89	11.17		79.55	739.33	17.04	90.50	43.19	890.06	83.1	3.76
96	565.83	92.07	1.44	7.78	82.56	749.68	11.27	128.47	43.72	933.14	80.3	3.79
97	614.82	114.02	0.76	8.66	85.01	823.27	11.65	78.60	47.21	960.73	85.7	3.73
98	632.71	126.00	0.57	18.11	88.07	865.46	12.51	79.20	47.01	1004.18	86.2	3.73
99	644.71	145.40	0.28	41.98	92.87	925.24	13.14	82.37	53.17	1073.92	86.2	3.78
1900	656.35	157.37	0.31	129.42	95.25	1038.70	13.98	100.50	60.85	1214.03	85.6	4.12
01	678.45	194.89	0.27	123.58	113.64	1110.83	15.55	96.56	65.34	1288.28	86.2	4.35
02	669.71	205.36	0.09	72.39	119.84	1067.39	15.17	112.53	71.51	1266.60	84.3	4.20
03	660.52	212.62	0.00	47.06	126.09	1046.29	16.06	133.95	86.56	1282.86	81.6	4.11
04	647.66	206.55	0.00	94.93	126.86	1076.00	16.12	131.91	87.09	1311.12	82.1	4.03
05	697.68	231.49	0.09	94.06	124.99	1148.31	17.14	144.05	86.02	1395.52	82.3	4.08
06	753.22	246.02	—	126.54	130.40	1256.18	19.13	160.14	88.97	1524.42	82.4	4.14
07	809.75	291.62	① 3.14	281.37	135.86	1521.74	18.73	234.69	96.04	1871.20	81.3	4.85
08	830.39	337.71	② 6.82	69.56	140.89	1385.37	18.00	216.42	98.33	1718.12	80.6	4.34
09	868.63	411.33	③ 15.09	40.74	143.29	1479.08	18.25	284.08	97.64	1879.05	78.7	4.55
10	832.46	426.21	④ 29.22	57.48	145.98	1491.35	17.69	421.51	97.88	2028.43	73.5	4.69
11	824.70	444.16	⑤ 32.32	31.64	148.56	1481.38	18.75	310.79	102.89	1913.81	77.4	4.24
12	929.57	454.69	⑥ 19.12	36.23	139.79	1579.40	20.05	271.77	153.30	2024.52	78.0	4.26
13	1291.63	470.63	⑦ 45.47	35.39	142.20	1985.32	19.74	293.21	289.34	2587.61	76.7	5.23

資料：後掲第5表，第15表，第17表，第20表，第26表，第32表より作成。本表に分与金と官業費は含まない。

(1) この額は，VI外交費の中に埋没している。

(2) 第26表からキール運河費と外務省費とを控除した残額に第20表文官恩給費を加算。

(3) 国民所得の数値は，W. G. Hoffmann u. J. H. Müller, Das deutsche Volkseinkommen 1851—1957, Tübingen 1959, S. 39—40による。

北ドイツ連邦成立以来，艦隊建設を当面の課題とした海軍の拡張が行なわれていたが，帝国成立後も1873年計画によりこれを引き継ぎ，当初普仏戦争賠償金，次第に公債を財源として，建艦，軍港（キール，ヴィルヘルムスハーフェン，ダンツィヒ）の建設・拡張・武装がおしすすめられた。⁽¹²⁾ またこの時期には，経常費においても軍艦・造船所の修理費の項目（海軍工廠の運営費はここに含まれてい⁽¹³⁾る）から，艦船補充建造費が支出されていた。⁽¹⁴⁾ 1873～82年における臨時費中に占める新規艦船建造費の比率は約40%，高い年には60%を超えている。これに対して，83～88年のカプリヴィ長官の時代には造船費は後退し，臨時費の主軸は護岸工事や水雷関係に移った。⁽¹⁵⁾ 装甲艦建造は中止され，建造艦船は2,500 t以下の小巡洋艦・砲艦に限定された。⁽¹⁶⁾ この結果臨時費に占める造船費は年平均27%

注 (12) Heinz Junghänel, Marinehaushalt und Marineausgabepolitik in Deutschland (1868—1930), Leipzig 1932, S. 1—13.

(13) Ebenda, S. 14—15.

(14) Ebenda, S. 20 Tabelle 9.

(15) Ebenda, S. 20.

(16) Ebenda, S. 18—19.

[單位：百万M]

第5表：陸軍費

年度	経費										主 要 費 目										小計	小計	經常費 経費(%)	一般會計 臨時費	特別會計 臨時費 (公債附屬)	總計	公債 依存率 (%)
	經常費		給		與		常		費		主		要		費		目										
	現金	現物	被 裝 具	衛 生 地 理 等	兵 器	住 宅 手 當	輸 送 費	新 購 入	馬 入	医 療	軍 教 育	要 塞 建 設 維 持	パ イ エ ル ン 軍 費	兵	住	輸	新	馬	医	軍							
1891	430.65	119.38	99.15	22.84	41.18	29.44	8.60	8.19	9.38	7.65	5.91	2.82	49.68	404.22	93.9	40.68	95.19	566.52	16.8								
98	435.69	120.33	102.93	24.03	42.25	24.08	8.92	8.06	9.41	8.17	6.28	2.72	50.91	408.09	93.7	41.85	99.08	576.62	17.2								
93	450.18	127.55	101.53	23.95	44.45	27.10	9.25	8.83	9.76	7.90	6.38	2.84	52.03	421.57	93.6	35.61	116.77	602.56	19.4								
94	482.22	138.25	105.28	30.78	46.12	33.00	9.55	8.89	10.02	8.06	6.46	2.65	54.36	453.42	94.0	42.70	92.85	617.77	15.0								
98	472.10	140.27	94.82	28.76	46.97	33.27	9.75	9.02	9.89	8.25	6.60	2.58	53.46	442.64	93.8	43.93	46.69	562.72	8.3								
96	472.88	140.16	92.91	28.57	47.47	32.01	9.93	9.50	9.97	8.40	6.85	2.95	54.28	443.00	93.7	48.35	44.60	565.83	7.9								
97	496.24	144.95	97.89	28.62	51.98	35.58	10.19	9.68	9.88	8.78	7.27	3.04	55.81	463.67	93.4	41.93	76.65	614.82	12.5								
98	513.49	123.60	132.37	28.80	53.18	34.04	10.37	9.98	10.08	9.52	7.23	3.08	57.94	480.19	93.5	82.00	37.22	632.71	5.9								
99	516.94	126.22	133.54	29.10	54.50	31.14	10.58	9.02	10.39	9.52	7.36	3.09	58.30	482.76	93.4	97.96	29.81	644.71	4.6								
1900	537.14	127.92	135.59	31.11	56.93	37.14	10.68	9.92	11.43	10.04	7.70	2.93	60.29	501.68	93.4	89.95	29.26	656.35	4.5								
01	563.67	129.34	142.47	30.65	60.74	44.54	10.89	10.28	12.37	10.38	7.73	3.23	63.49	525.11	93.2	87.52	27.26	678.45	4.0								
02	574.48	131.34	147.70	31.41	60.67	44.15	11.07	10.45	12.90	10.84	7.87	2.93	63.64	534.97	93.1	59.75	35.48	669.71	5.3								
03	576.38	131.79	142.66	32.52	63.07	45.33	11.22	10.66	12.93	10.75	8.11	2.94	64.05	536.03	93.0	50.47	33.67	660.52	5.1								
04	578.89	131.25	138.46	33.64	65.25	46.66	11.54	10.45	13.12	11.02	8.19	5.44	64.48	537.50	92.9	41.52	27.25	647.66	4.2								
05	595.38	132.48	147.76	34.15	68.27	45.45	11.63	11.04	13.66	11.23	8.50	5.92	66.32	553.41	93.0	72.30	30.00	697.68	4.3								
06	633.19	146.77	157.81	35.36	56.24	54.65	12.51	12.32	14.03	11.45	8.95	6.82	69.29	586.70	92.7	87.91	32.12	753.22	4.3								
07	652.87	149.89	164.25	37.63	57.53	50.95	12.79	12.94	14.49	12.48	9.02	8.25	71.84	602.06	92.2	112.83	44.05	809.75	5.4								
08	669.71	151.48	169.57	39.52	59.78	54.02	12.95	12.94	15.30	13.07	9.07	8.82	74.06	620.58	92.7	115.89	44.79	830.39	5.4								
09	689.17	164.71	166.81	39.92	58.76	53.60	16.97	12.65	15.68	13.32	10.01	10.38	76.67	639.48	92.8	134.37	45.09	868.63	5.2								
10	706.09	167.99	167.02	41.27	60.20	58.68	17.16	12.69	15.85	13.40	9.83	11.28	77.38	652.75	92.4	81.59	44.78	832.46	5.4								
11	713.24	170.21	167.94	41.79	60.99	56.58	17.31	13.09	16.29	14.68	10.00	11.47	78.80	659.15	92.4	78.55	32.91	824.70	4.0								
12	781.70	180.15	186.11	41.66	64.23	64.60	17.83	14.45	17.15	15.33	10.10	17.05	97.00	725.66	92.8	126.07	21.80	929.57	2.3								
13	855.01	199.66	197.14	47.32	66.38	69.48	19.05	17.70	21.06	15.96	10.56	22.71	107.44	794.46	92.9	423.72	12.90	291.63	1.0								

資料：St. Jb. 1895ff. より作成。

に減退した。⁽¹⁷⁾カプリヴィの軍事政策は二正面戦争にあり、このため対露仏海岸防備が重視されたからである。⁽¹⁸⁾経常費については、植民地政策の開始に伴う艦船の海外就役の増大によって、⁽¹⁹⁾とくに艦隊運航費が83年の3.6百万Mから88年の7.4百万Mへと2倍以上増大している点を補足しておく。⁽²⁰⁾

さて、88年前後の時期は種々の側面からみて転換点をなしているのであるが、ここで重要なのは、87年度予算添付記録書による臨時費支弁原則の確定と89年度予算添付記録書による造船計画の提示である。前者は、従来経常費中の海軍工廠運営費に計上されていた補充建造費を経常費から除去し、これを現状維持費(造船費)として臨時費に一括計上するものとし、さしあたりこれを艦隊総価格の2.5%としてこの分は経常財源により、超過分(拡張費とみなす)については公債財源によるとするものであった。また拡張費については、⁽²¹⁾基本的に公債によるものとした。これを受けて91年度には、それまで主として公債、時として経常財源によっていた大砲・水雷等の武装費について、その3分の2を経常財源により、3分の1を公債財源によるものとし(武装費の3分の2は補充・修理のためのものであったことに基づいている)、造船費のうちの現状維持費に属するものを艦隊総価格の5%としたのである。⁽²²⁾これは、北ドイツロイド社およびシュテッティンロイド社における毎年の艦船調達資金に対する減価償却資金の割合が5%であったことに倣ったものである。⁽²³⁾この支弁原則は1900年度まで存続する。後者の89年度予算添付記録書による造船計画は、ブランデンブルク級戦艦の建造を中核とするものであり、民間産業の造船に対する関心を高めるものであったが、またその後も各種の造船計画が提示されるが、法的拘束力を有さないため、大きな制約を受けるものであった。とはいえ、カプリヴィ時代の停滞した艦船建造を補充すべく造船が進められ、⁽²⁴⁾前掲第2図に明らかのように、89年以降の数年間に海軍費増大のひとつのピークが形成されるに至っているのである。ここで注目すべきは、公債財源による臨時費はなるほど90~91年に急増しているが、92~96年に急減して臨時費の軸は経常財源によるそれに決定的に移っている点である。これは造船費に対してライヒ議会の鋭い攻勢があったこと、そしてその結果、上述の支弁原則に基づいて造船費の支弁が行なわれる以上、公債財源をもって支弁されるべき現状維持費超過分が大幅に削減されざるを得なかったことによるものである。また他方海軍当局もライヒ議会の承認を得るためにはかかる攻勢に妥協するほかなかったの⁽²⁵⁾である。右の第6表はその削減状況を示したものである。

注(17) Ebenda, S. 20 Tabelle 9.

(18) Ebenda, S. 16.

(19) Ebenda, S. 17.

(20) 前掲拙稿下70頁付表10(b).

(21) Ebenda, S. 30—31.

(22) Ebenda, S. 32.

(23) Ebenda, S. 30—31.

(24) Ebenda, S. 26—34.

(25) Ebenda, S. 35—36.

第7表のようにカプリヴィ時代に臨時費の80%以上を公債財源によっていた体質は、かくしていちおうの改善をみたかにみえる。

だが、97年度予算添付記録書によれば、造船費の総計は324百万Mであったという。⁽²⁶⁾この額は公債総額317.8百万Mと見合っているし、また、中央党議員バッヘムのライヒ議会における97年3月20日の声明によれば、96年4月1日現在の艦隊総価格は284百万Mであるが、それまで艦隊のために支出された公債金は234百万Mであったとい⁽²⁷⁾う。そもそも、償還義務なき公債の廃

止、財政収入の改善という根本的な財政改革の行なわれない限り、かかる支弁原則とタイアップした議会による攻勢は、早晚息切れを余儀なくされる運命にあった。事実、早くも艦隊法成立を目前にした97年、公債財源による臨時費は再び増勢に転じるのである。

また経常費に関しては、カプリヴィ時代に装備維持費、兵員数、兵員給与がともに同じ歩調で増大していたの⁽²⁸⁾に対して、この時期には第8表のように、造船再開に応じた装備維持費、兵員数の増大に、兵員給与の増大が伴っていないのが特徴である。この点は艦隊法以降改善される。

b 艦隊法以降

まず、5次におたる艦隊法とそれに基づく建艦状況について概観しておこう。1873年計画では装甲艦14隻の建造が予定されていたが、これには21年を要した。これでは、年々の技術的進歩から、艦隊は各種のタイプの艦船の寄せ集めにならざるを得ないし、最終建造予定艦が建造されて艦隊に編入されたときには、当初の艦はすでに考朽化していることになってしまう。事実97年には、14隻のうち7隻が近代化を要するに至っていたのである。⁽²⁹⁾また先に述べたように、かかる計画には法的拘束力のないことから、ライヒ議会の鋭い造船費削減攻勢に屈服せざるを得ないことにもなった。

第6表：製艦費の議会による削減

年 度	政 府 案 (千M)	議 会 承 認 (千M)	削 減 率 (%)	公債財源による製艦費の補填 (百万M)
89	11,418	10,818	5.3	4.8
90	43,732	36,837	15.8	26.2
91	44,170	34,646	21.6	20.1
92	36,588	28,368	22.5	13.4
93	33,606	26,692	20.6	9.1
94	21,370	16,940	20.7	1.8
95	23,843	20,943	12.2	2.8
96	26,418	—	—	3.7
97	60,606	49,088	19.1	24.8

資料：Junghänel, a. a. O., S. 35-36.

第7表：艦隊法以前の臨時費と公債 [単位：百万M]

期 間	臨時費計(A)	うち公債財源(B)	B/A(%)
a. 72~82年	242.1	106.8	44.1
b. 83~88年	85.4	70.8	82.9
c. 89~97年	307.4	140.2	45.6
d. 計	634.4	317.8	50.1
e. 海軍費計	1,517.0		
f. 公債依存率(%)	20.9[B-d/e]		

資料：前掲拙稿下付表10(b)および後掲第15表。

注 (26) Ebenda, S. 45.

(27) Ebenda, S. 32.

(28) 前掲拙稿下70頁付表10(b).

(29) Ebenda, S. 46-47; Jürgen Rohwer, Kriegschiffbau und Flottengesetz um Jahrhundertwende, in: Marine und Marinepolitik in kaiserlichen Deutschland 1871-1914, Düsseldorf 1972, S. 213.

第8表：海軍経常費主要費目および海軍人員

〔単位：百万M〕

年 度		89	90	91	92	93	94	95	96	97
装 備 維 持 費	艦隊運航費	8.2	8.7	9.9	9.9	10.0	11.0	12.7	12.2	13.7
	軍艦・造船所修理費	11.0	11.8	12.4	12.2	14.9	15.5	19.3	16.6	16.6
	兵器・要塞維持費	2.9	3.0	4.5	3.8	3.9	4.4	5.3	5.5	4.8
	計	22.1	23.5	26.8	25.9	28.8	30.9	37.3	34.3	35.0
	経常費中の比率(%)	56.8	57.3	59.1	56.5	59.9	60.8	63.8	60.6	56.5
兵 員 給 与	現 金	8.8	9.1	9.7	10.3	10.7	11.5	12.3	12.7	13.2
	現 物	3.1	3.3	3.6	3.7	0.9	0.9	0.9	0.8	0.9
	計	11.9	12.4	13.3	14.1	11.6	12.4	13.2	13.5	14.1
	経常費中の比率(%)	30.6	30.2	29.3	30.8	24.1	24.3	22.5	23.9	22.7
装備維持費・兵員給与の 経常費中の比率(%)		87.4	87.5	88.3	87.3	84.1	85.1	86.3	84.5	79.3
海軍総員(万人)		1.61	1.65	1.71	1.83	1.95	2.05	2.15	2.18	2.34
うち兵卒・下士官(万人)		1.51	1.55	1.60	1.71	1.82	1.92	2.01	2.04	2.19

資料：St. Jb. 1889ff. より作成(前掲拙稿下付表10(b)および後掲第15表・第16表参照)。

かかる事情を背景として、均一の戦闘能力と均一の速力をもついわゆる「戦隊」(Geschwader)⁽³⁰⁾の形成と年間建造数とを規定する艦隊法が制定され、艦隊建造の恒常性が確保されることになったのである。

1898年第1次艦隊法が、1900年第2次艦隊法として全面的に改訂されたのは、次の事情による。すなわち、第1次艦隊法は、主力艦(戦列艦と大小巡洋艦)予定保有数の達成期間を6年間とし、そのための資金を固定化していたが(臨時費の上限を408.9百万M、うち356.7百万Mを造船・武装費とし、⁽³¹⁾経常費の年間増加額の上限は4.9百万Mとする)、見込み以上の価格上昇に直面して、期限を延長するか、⁽³²⁾資金固定化を解除しなければ、造船中止のやむをきに至る状況に立たされていたのである。そこで1900年第2次艦隊法においては、ティルピッツのいわゆる「危険理論」(Risikogedanke)に基づいて、第1次艦隊法の2個戦隊形成規定を4個戦隊形成に増強するとともに、達成期間の設定や資金の固定化は廃止した。⁽³³⁾また、この第2次艦隊法によって大型艦(戦列艦、装甲巡洋艦)の年間建造数が3隻と規定された。⁽³⁴⁾ここに、艦隊建設は飛躍的拡大の基礎を与えられたのである。ただ、第1次・第2次艦隊法ともに、資金の調達方法については何ら規定するところはなく、単に一定額以上は⁽³⁵⁾間接税によらないとしたにすぎなかった。ここからライヒ直接税導入という考え方も登場することになるが、さしあたりは、公債と上記規定に反する間接税依存の強化によらざるを得なかった。⁽³⁶⁾1906年第3次艦隊法(第1次修正法)、1908年第4次艦隊法(第2次修正法)、1912年第5次艦隊法(第

注(30) とくにイギリス海軍においては、88年夏の大演習の経験からいちはやくかかる均一の戦闘能力と均一の速力をもつ戦隊の形成の必要性が認識されていた(Ebenda, S. 213, 215)。

(31) §1 und §7 d. Ges. v. 10. April 1898, RGBl. S. 165—168.

(32) Junghänel, a. a. O., S. 54—55.

(33) RGBl. 1900, S. 255—259.

(34) Junghänel, a. a. O., S. 49.

(35), (36) Ebenda, S. 56—60.

第9表：戦艦建造状況

級	建造期間	建造数	製艦費 (百万M)
ブランデンブルク級戦艦	1890—1894	4	63.6
旧カイザー級戦艦	1895—1902	5	103.0
ヴィッテルスバッハ級戦艦	1899—1904	5	111.5
ブラウンシュヴァイク級戦艦	1901—1906	5	120.0
ドイッチュラント級戦艦	1903—1908	5	123.5
ナッサウ級戦艦	1907—1910	4	148.8
ヘルゴラント級戦艦	1908—1912	4	182.0
新カイザー級戦艦	1909—1913	5	228.0
ケーニッヒ級戦艦	1911—1914	4	180.0
バーデン級戦艦	1913—1916	2	99.0

資料：H. z. d. M. g., Bd. 4：▼ Deutsche Marinegeschichte der Neuzeit, München 1977, S. 257.

- (注) 第1戦隊の形成：1901—02年初めて近代艦(旧カイザー級・ヴィッテルスバッハ級) 8隻による編成となる。
 第2戦隊の形成：ブランデンブルク級戦艦改造終了後04—05年に形成開始, 07年ブラウンシュヴァイク級戦艦, ドイッチュラント級戦艦の完成により完了。
 第1戦隊の再編：第10表の示すようにドイツはイギリスに密着して弩級艦の建造を進めた。07年の弩級艦建造開始後, 09年秋ナッサウ級戦艦の就役とともに開始され, 12年春完了。
 第3戦隊の形成：12年夏新カイザー級戦艦の就役により開始され, 14年秋ケーニッヒ級戦艦の完成により完了。
 (以上については Rohwer, a. a. O., S. 229)

第10表：各国の弩級艦建造数(戦艦・巡洋艦)

	建造開始年	1914年完成数
イギリス	1905	32
アメリカ	1905	10
ドイツ	1907	22
日本	1907	4
イタリア	1907	3
ロシア	1908	4
フランス	1910	4
オーストリア ・ハンガリー	1911	3

資料：Ebenda, S. 255.

3次修正法)はいずれもこの第2次艦隊法の部分的修正にほかならない。そのうちで重要なのは、⁽³⁷⁾
 1908年法による大型艦年間建造数4隻(弩級艦の建造に伴う建造数の引上), 12年法による2~3隻(独
 英建艦競争の鎮静化)⁽³⁸⁾という規定である。

以上の艦隊法に基づく建艦状況は、第9表および第10表に示した通りである。⁽³⁹⁾

では、かかる艦隊法を軸に展開する建艦によって海軍費はいかなる動向を示したか。まず、1898年艦隊法以降海軍費中の構成比が50%を超える臨時費につき、第11表によって検討しよう。

同表Aから明らかのように、臨時費の80%以上が建艦費である。建艦は1900年第2次艦隊法とともに本格化し、そのための支出は06年まで1億M台を推移するが、1907年弩級艦の建造開始により急激に増大し、1911年には2.5億Mに達している。12年以降の若干の減少傾向は第3次修正法による年間建造テンポの引下によるものである。艦の大型化に伴う造船費の膨脹は明らかであるが、建艦費の一部を占める大砲・水雷等の武装費は1898~1911年で9倍にも増大し、軍艦武装力の強化・充実ぶりを如実に示している。かかる建艦費の増大は第12表のように艦別にみても歴然としている。ではこの建艦費はどのように支弁されたのか。

既述の支弁原則は、第2次艦隊法案審議の際に次のように変更された。すなわち、1901年度以降、

注(37) RGBI. 1906, S. 729; 1908, S. 147; 1912, S. 392—393.

(38) Junghänel, a. a. O., S. 50.

(39) なお、建艦を担う造船業と鉄鋼業は、造船鋼コントロール(Schiffbaustahlkontor GmbH)——製鋼連合加盟企業のうちクルップ、テュッセン、フェニックス、グーテホフスング製鉄所、ディリンゲン製鉄所など15社による造船鋼連合(Schiffbaustahl-Vereinigung)の共同販売機関——によって緊密に結合されていた。その詳細については、Günther Leckebusch, Die Beziehungen der deutschen Seeschiffswerften zur Eisenindustrie an der Ruhr in der Zeit von 1850 bis 1930, Köln 1963, S. 69—90をみよ。

[単位：百万M]

第11表：海軍臨時費とその財源の推移(予算)

		年度																
		1898	1899	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913	1914
A	1 造船費	40.5	44.5	49.0	75.0	75.2	72.4	69.2	68.8	73.5	85.9	114.3	144.5	157.6	161.5	166.5	155.1	146.1
	2 大砲装備費	9.0	10.3	17.9	21.9	23.8	24.3	22.5	28.0	30.5	37.5	49.7	65.4	75.9	77.4	65.6	58.9	53.2
	3 水雷装備費	1.8	1.8	2.6	3.6	4.0	4.0	3.2	4.7	5.2	5.0	7.0	9.8	10.0	11.2	10.8	11.5	12.2
	4 建艦費(1~3計)	51.3	56.6	69.5	100.5	103.0	100.7	94.9	101.5	109.2	128.4	171.0	219.7	243.5	250.1	242.9	225.5	211.5
	5 その他の臨時費(1)	5.0	3.8	3.8	6.3	7.0	4.9	5.9	6.8	7.0	7.9	8.8	11.2	13.1	13.6	38.2	47.9	43.6
	6 臨時費合計(4~5計)	56.3	60.4	73.3	106.8	110.0	105.6	100.8	108.3	116.2	136.3	179.8	230.9	256.6	263.7	281.1	273.4	255.1
	7 6のうち經常財源によるもの	29.7	30.8	38.2	61.6	67.7	69.1	70.5	81.5	88.6	100.2	119.3	145.9	164.0	174.2	198.5	223.7	225.7
	8 6のうち公債財源によるもの	26.6	29.6	35.1	45.2	42.3	36.5	30.3	26.8	27.6	36.1	60.5	85.0	92.6	89.5	82.6	49.7	29.4
	9 6に含まれない公債財源によるもの	3.0	4.3	5.5	10.0	8.0	10.6	15.8	20.1	23.2	21.3	25.6	24.8	20.1	19.4	—	—	—
	10 特別会計臨時費(8~9計)	29.6	33.9	40.6	55.2	50.3	47.1	46.1	46.9	50.8	57.4	86.1	109.8	112.7	108.9	82.6	49.7	29.4
	11 建艦費比率(4/6+9)%	86.5	87.5	88.2	86.0	87.3	86.7	81.4	79.0	78.3	81.5	83.3	85.9	88.0	88.3	86.1	82.5	82.9
B 造船費内訳																		
12 艦隊価格					496	547	598	649	700	765	830	832	916	1,330	1,158	1,291	1,425	1,534
13 うち6%(經常財源)				29.8	32.9	35.9	38.9	42.0	45.9	49.8	49.9	54.9	61.8	69.5	77.4	85.5	92.0	92.0
14 6%超過分(經常財源)				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18.4	19.8
15 公債財源(8に同じ)				45.2	42.3	36.5	30.3	26.8	27.6	36.1	60.5	85.0	92.6	89.5	82.6	49.7	29.4	29.4
16 造船費計(11に同じ) ⁽²⁾				75.0	75.2	72.4	69.2	68.8	73.5	85.9	110.4	139.9	154.4	159.0	160.0	153.6	141.2	141.2
17 造船費中の公債財源比率(%)				60.3	56.3	50.4	43.8	39.0	37.6	42.0	54.8	60.8	60.0	56.3	51.6	32.4	20.8	20.8
C 予算・決算比較																		
18 一般会計臨時費(7に同じ)		29.7	30.8	38.2	61.6	67.7	69.1	70.5	81.5	88.6	100.2	119.3	145.9	164.0	174.2	198.5	223.7	225.7
19 一般会計臨時費(第15表)		31.1	42.0	44.4	60.1	63.3	71.3	63.3	72.2	80.0	109.5	115.6	156.4	156.7	170.5	181.5	216.2	—
20 特別会計臨時費(10に同じ)		29.6	33.9	40.6	55.2	50.3	47.1	46.1	46.9	50.8	57.4	86.1	109.8	112.7	108.9	82.6	49.7	29.4
21 特別会計臨時費(第15表)		28.6	31.5	39.4	53.3	53.3	47.9	43.4	47.0	50.6	55.2	86.6	109.2	113.6	108.2	89.5	50.0	—

資料：Jungblut, a. a. O., S. 68—69, 74—75, 76—77; 後掲第15表。

(1) 12~14年にはそれぞれ2.0, 5.9, 8.4(百万M)の空軍費(飛行船等)を含む。

(2) 08年以降1の造船費と一致しなくなっているのは、船体修理費(Grundreparatur)が差し引かれて、純造船費が示されているからである。

第12表：戦艦・巡洋艦の建造費

(単位：千M)

予算計上年度 (1)		1900	1905	1906	1910	1911	1912	1913	
戦 列 艦	艦名	メクレンブルク	シュレスヴィヒ ・ホルシュタイン	ナッサウ	カイゼリン	ケーニッヒ ほか2隻	皇太子 ヴィルヘルム	バーデン バイエルン	
	排水量	11,800t	13,200t	18,900t	24,700t	28,600t		32,200t	
	予算	造船費	16,650	13,650	22,270				
		武装費	5,710	8,630	14,230				
	計	22,360	24,280	36,500					
支出	22,748	24,971	37,235	45,581	平均45.0(百万M)		平均49.5(百万M)		
装 甲 巡 洋 艦 (2)	艦名	アーダルベルト	シャルンホルスト	ブリュッヒャー	ザイトリッツ	デルフリンガー	リュツォヴ	ヒンデンブルク	
	排水量	9,000t	11,600t	15,800t	25,000t	31,200~31,500t			
	予算	造船費	13,900	14,000	18,500				
		武装費	3,400	5,170	9,000				
	計	17,300	19,170	27,500					
支出	16,372	20,330	28,680	44,338	平均57.7(百万M)				

資料：Junghänel, a. a. O., S. 69-70; H. z. d. M. g., Bd. 4, VII, S. 257, 275-276.

(1) 実際には4ヶ年の分割で支払われるが、ここでは一括計上されている (Junghänel, a. a. O., S. 70).

(2) ザイトリッツ以降は巡洋戦艦(弩級巡洋艦)。

造船費は艦隊総価格の6%を経常財源により、これを超過する部分は公債財源によるものとした。また、武装費は全額経常財源によるものとしたのである。そこでここでは、前掲第11表Bにより、1901年度以降の造船費の支弁に関して考察しておこう。上の支弁原則によれば、艦隊総価格が造船費の増加率以上に高く設定されれば、自動的に経常財源による支弁が増大し、公債財源によるそれは減少することになる。事実、1901~07年の造船費の横ばい状況の中で艦隊総価格は連年上昇したため、経常財源は29.8百万Mから49.8百万Mに増大し、造船費に占める公債財源比率は60%から42%に低下しているのである。これは、のちにIVでとりあげるように、急速な公債発行残高の累積状況の中であって、ともかくも毎年の海軍公債を横ばいにおさえることに、叙上の支弁原則がある程度役立ったことを示すものである。ある程度というのは、他方における造船費そのものの横ばい状況があったからであり、ひとたび造船費の急激な増大が起これば、そもそもの財源不足から直ちに艦隊総価格の恣意的な低位設定が行なわれるのは必至だったからである。事実、弩級艦の建造開始による造船費の急激な増大と同時に、艦隊総価格は1907年830百万Mから08年832百万Mへと横ばい設定され、造船費に対する公債財源は36.1百万Mから60.5百万Mへと急増し、以降造船費中に占める公債財源の比率も、42%から60%を経て52%に至っている(1907~12年)。しかしながら、1913年、1914年にはライヒ議会の干渉により、「海軍の拡張は経常財源をもってすべし」との決定が下され、これによって造船費中の公債財源比率は1913年には32.4%、1914年には20.8%に低下するとともに、経常財源による支弁は急増し、艦隊総価格の6%を超過するに至ったのである。

次に建艦費以外の臨時費について。建艦費以外の臨時費は、前掲第11表Aの5と9に示した通りであるが、臨時費全体のほぼ20%未満である。艦隊増強と関連した、陸上施設、陸上武装改良、

注 (40) Junghänel a. a. O., S. 72.

(41) Ebenda, S. 78.

第13表：海軍経常費主要項目および海軍人員

〔単位：百万M〕

年度	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13
艦隊運航費	15.6	16.7	16.9	19.5	22.8	22.7	25.4	26.7	30.5	35.3	38.0	38.9	42.3	46.0	51.9	59.5
軍艦・造船所修理費	18.9	20.7	20.3	21.4	21.0	24.8	25.9	26.3	28.9	30.6	32.5	34.8	36.7	35.6	38.7	41.3
兵器・要塞維持費	5.7	6.4	6.4	7.4	7.7	8.5	8.8	9.7	10.7	11.8	12.5	14.0	15.9	18.6	21.9	24.1
計	40.2	43.8	43.7	48.3	52.4	56.1	60.0	62.7	70.2	77.7	83.0	87.8	94.9	100.2	112.6	124.9
経常費中の比率(%)	60.7	61.1	59.4	59.2	59.0	60.0	60.0	59.5	60.8	61.2	61.3	60.2	60.8	60.6	61.3	61.1
現金	14.6	15.6	16.6	17.9	19.2	20.7	22.2	24.1	28.9	29.1	31.2	34.1	36.5	38.8	42.2	47.9
現物	1.0	1.1	1.1	1.4	1.6	1.7	1.8	1.9	2.1	2.3	2.4	3.2	3.1	3.3	3.7	4.2
計	15.6	16.7	17.7	19.3	20.8	22.4	24.0	26.0	29.1	31.4	33.6	37.3	39.6	42.1	45.9	52.2
経常費中の比率(%)	23.5	23.3	24.1	23.7	23.4	23.9	24.0	24.7	25.2	24.7	24.8	25.6	25.4	25.5	25.0	25.5
装備維持費・兵員給与の 経常費中の比率(%)	84.3	84.5	83.6	82.8	82.5	83.9	84.1	84.2	86.0	86.0	86.0	85.8	86.2	86.0	86.3	86.6
海軍総員(万人)	2.50	2.68	2.83	3.12	3.30	3.58	3.84	4.09	4.37	4.70	5.05	5.39	5.74	6.08	6.45	7.31
兵卒・下士官(万人)	2.34	2.51	2.64	2.91	3.13	3.33	3.58	3.81	4.07	4.39	4.73	5.05	5.38	5.71	6.06	6.89

資料：St. Jb. 1898ff. より作成(後掲第15表・第16表参照)。

衛戍地管理等のための臨時支出で、1911年までは主として公債財源によっていた。しかし、1912年度に造船費以外の拡張費は公債財源によらないこととされ、この種の拡張費はすべて経常財源による一般会計臨時費に移され⁽⁴²⁾た。かかる公債削減路線が1913~14年にも採用され、叙上の造船費における公債財源の縮減が行なわれたのである。かくして、臨時費全体に占める特別会計臨時費の比率は、13年には18.8%に低下するに至ったのである。これらの公債削減の実施は、のちに述べる公債償還とともに1960年・09年財政改革の延長上にある成果と考えられる。⁽⁴⁴⁾

以上にみた臨時費に対して、経常費の動向は次のようであった。第13表によれば、装備維持費の経常費に占める比率はほぼ60%で不変であるが、この中では、艦隊運航費が弩級艦の登場以降急速に増大している点と、同じ理由から1910年以降兵器関係の維持費の増大が顕著になっている点が目立つ。艦隊増強がその維持費と並んで兵員の増加をも必要ならしめることはいうまでもない。

1881~97年の16年間に、兵卒・下士官が10,589人から11,353人増えて21,942人になっているのに対して、1898~1913年の15年間には、23,449人から68,852人へと実に45,403人も増加しているのである。海軍装備維持費、兵員数ともに増加率は経常費全体と同様約3倍であるが、兵員給与はそれを若干上回って約3.4倍に増大している。これは、1889~97年の時期に悪化した兵員待遇を改善するものではあるが、物価騰貴を考慮するならば、1898~1913年に兵員待遇が実質的に向上していったとはいえないであろう。

c キール運河拡張費

注 (42) Ebenda, S. 68, 73.

(43) Ebenda, S. 82.

(44) Ebenda, S. 76.

第14表：キール運河拡張費

1907	08	09	10	11	12	13	計 百万(M)
3.1	6.8	15.1	29.2	32.3	19.1	45.5	151.2

資料：後掲第26表。

1886年3月18日付法律を

⁽⁴⁵⁾もって建設を開始され、95年
年にほぼ完成されたキール運河は、軍艦・商船、なか

んづく軍艦の大型化により狭隘化し、その拡張が必要とされるに至った。かかる海軍利害と直結したこの拡張費は、依然その所管は建設時と同様内務省であったにせよ、海軍費そのものといっても過言ではなからう。1907年の弩級艦建造開始と同時に運河拡張が開始されたことは、その点と符合するものであろう。1907~13年の拡張費151.2百万Mは、建設費156百万Mにほぼ匹敵する。1911年までは全額公債財源をもって支弁されたが、

海軍公債削減策と同様ライヒ議会の干渉によ⁽⁴⁶⁾り、12年以降一般会計臨時費に移された。

第16表：海軍人員(予算)

年度	兵卒・下士官	士官・官吏	士官候補生	計
1881	10,589	663	100	11,352
82	—	—	—	—
83	11,220	684	100	12,004
84	11,220	683	100	12,003
85	12,296	724	100	13,120
86	13,821	761	100	14,682
87	14,337	807	100	15,244
88	14,643	830	100	15,573
89	15,096	870	150	16,116
90	15,467	904	150	16,521
91	15,990	933	160	17,083
92	17,095	972	195	18,262
93	18,249	1,011	220	19,480
94	19,190	1,061	247	20,498
95	20,120	1,120	247	21,487
96	20,436	1,162	237	21,835
97	21,942	1,224	237	23,403
98	23,449	1,299	267	25,015
99	25,076	1,365	327	26,768
1900	26,443	1,458	425	28,326
01	29,078	1,567	526	31,171
02	31,258	1,704	601	33,563
03	33,313	1,872	583	35,768
04	35,814	2,064	528	38,406
05	38,121	2,213	528	40,862
06	40,744	2,372	553	43,669
07	43,893	2,505	553	46,951
08	47,286	2,667	583	50,536
09	50,525	2,839	583	53,947
10	53,792	2,999	583	57,374
11	57,056	3,165	583	60,804
12	60,605	3,337	583	64,525
13	68,852	3,654	643	73,149
14	74,775	3,889	693	79,357

第15表：海軍費

(単位：百万M)

年度	一般会計		特別会計 臨時費 (公債財源)	総計	公債 依存率 (%)
	経常費	臨時費			
1891	45.39	15.27	24.74	85.40	29.0
92	45.72	25.40	19.32	90.44	21.4
93	48.11	21.00	12.13	81.24	14.9
94	50.85	22.64	5.04	78.53	6.4
95	58.50	19.72	7.67	85.89	8.9
96	56.52	29.66	5.89	92.07	6.4
97	61.94	23.75	28.33	114.02	24.8
98	66.26	31.11	28.63	126.00	22.7
99	71.62	42.03	31.75	145.40	21.8
1900	73.50	44.44	39.43	157.37	25.1
01	81.51	60.07	53.31	194.89	27.4
02	88.71	63.35	53.30	205.36	26.0
03	93.48	71.27	47.87	212.62	22.5
04	99.87	63.25	43.43	206.55	21.0
05	105.30	79.21	46.98	231.49	20.3
06	115.36	80.01	50.65	246.02	20.6
07	126.88	109.51	55.23	291.62	18.9
08	135.51	115.58	86.62	337.71	25.6
09	145.72	156.40	109.21	411.33	26.6
10	155.94	156.71	113.56	426.21	26.6
11	165.43	170.53	108.20	444.16	24.4
12	183.68	181.53	89.48	454.65	19.7
13	204.43	216.23	49.97	470.63	10.6

資料：St. Jb. 1895ff. より作成。

資料：St. Jb. 1882ff. Abschnitt XIV.

注 (45) RGLB. 1886, S. 58.

(46) St. Jb., 1915, S. 353 Anm. 4; Junghänel, a. a. O., S. 93.

II 軍事関連経費

1 植民地関係費

ドイツ帝国の植民地は、西南アフリカ・東アフリカ・カメルーン・トーゴ・南洋諸島・膠州湾である。膠州湾は海軍の管轄下にあったが、その他の植民地は、当初は外務省、96年以降外務省植民局、1907年以降はライヒ植民省の管轄するところであった。これらのライヒ官庁から各植民地向けの補助金が支出され、また暴動に際しては、その鎮圧のための遠征軍がライヒの負担で派遣された。

第17表によれば、1900～02年の東アジア遠征費、04～07年の西南アフリカ遠征費、1907～08年の臨時行政費に大きな突出がみられる。ここではこの三点について検討しておこう。

①東アジア。ドイツは1897年11月ドイツ人宣教師殺害事件を契機に膠州湾を占領し、翌年これを租借地とした。つづく99年6月北清事変(義和団の乱)が起こり、各国はその鎮圧のために軍隊を派遣した。連合軍兵力64,000をもって、反乱は1900年8月半ばに鎮圧された。ドイツは、ハンブルク・アメリカ航路および北ドイツロイド社の汽船18隻をもって、士官・官吏769人、下士官・兵卒18,324人、火砲等861門、軍需品30,412⁽⁴⁷⁾m³を輸送し、連合軍の3分の1の軍事力を形成したのである(軍隊は陸戦隊員、陸軍志願兵よりなる)。このため1900～01年に、130.8百万M(繰越分控除)の巨額を、全額公債によって調達し、投じたのである。

これに対して、膠州湾建営補助金は、1898年租借以降日露戦争に至るまで一貫して増大を続け、5百万Mから15百万Mへと約3倍にもなっている。これは、ドイツによる「租借」方式での侵略が範となって、列強による再分割競争が、日露戦争によるいちおうの結着に至るまで中国を焦点に展開されていたことを反映するものであろう。

②西南アフリカ。1904年ヘレロ人の大反乱が起こり、入植者・兵士計162人が死亡した。当初当局は事態を楽観していたが鎮圧できなかった。そこでライヒ政府は、西南アフリカでの物質的利益のみならず、ライヒ権力と白人の威信にかけて、効果的な軍事力を投入しこれを鎮圧せんとした。しかし、北部戦闘中に南部でホッテントットが蜂起したため、さらに軍事力の強化が行われなければならなかった。かくして、1905年8月には、士官・軍医1,020人、陸海軍文官286人、下士官・兵卒19,600人という、西南アフリカ保護隊軍事力の最高状態に達し、1907年に暴動は鎮圧された。かかる西南アフリカの軍事力強化のために、ライヒは1904～07年に総額約3.8億Mをほぼ全額公債によって調達し、投じたのである。

③行政費補助金。外務省植民局およびライヒ植民省の経費のうち大部分を占めるのは、一般会計

注(47) H. z. d. M. g., Bd. 3, V, S. 209—210.

(48) Ebenda, S. 206.

ドイツ・ライヒ財政の帝国主義的構造

第17表：植民地関係費

[単位：百万M]

年度	行政費(一般会計)(1)			遠征費等(特別会計臨時費)				膠州湾建營補助金(15) (一般会計臨時費)	計
	經常費	臨時費	計	貸付等	西南アフリカ	東アフリカ	東アジア		
1885/90	—	—	1.9	—	—	—	—	—	1.9
91/95	—	—	4.8	—	—	—	—	—	4.8
1896	0.21	7.57	7.78	—	—	—	—	—	7.78
97	0.23	8.43	8.66	—	—	—	—	—	8.66
98	0.27	12.58	12.85	—	—	—	—	5.26	18.11
99	0.30	16.57	16.87	16.60 (2)	—	—	—	8.51	41.98
1900	0.60	18.88	19.48	—	—	—	100.16	9.78	129.42
01	0.68	17.77	18.45	—	—	—	94.38 (9)	10.75	123.58
02	0.71	20.10	20.81	—	—	—	39.54 (10)	12.04	72.39
03	0.82	18.49	19.31	—	0.80 (5)	—	14.60	12.35	47.06
04	0.82	22.89	23.71	—	47.76 (6)	—	10.88	12.58	94.93
05	1.02	14.75	15.77	5.73 (3)	43.61 (7)	0.19	14.10	14.66	94.06
06	1.35	18.09	19.44	1.36 (3)	85.71 (8)	0.09	6.79	13.15	126.54
07	1.80	56.53	58.33	0.31 (3)	202.84	1.52	6.63	11.74	281.37
08	1.94	39.74	41.68	16.39 (4)	0.06	0.00	1.69	9.74	69.56
09	2.77	24.24	27.01	3.60	0.07	0.00	1.41 (11)	8.60	40.74
10	2.74	22.69	25.43	—	23.70	—	0.22 (12)	8.13	57.48
11	2.77	21.17	23.94	—	—	—	0.00 (13)	7.70	31.64
12	2.85	25.08	27.93	—	—	—	0.00 (14)	8.30	36.23
13	2.88	23.00	25.88	—	—	—	0.00 (14)	9.51	35.39

資料：St. Jb. 1891 ff. より作成。

- (1) 85/90, 91/95の各年平均額は Denkschriftenband, S. 6による。1896~1906年は外務省植民局, 1907年以降は帝国植民省。
 (2) スペインに対する, カロリン群島割譲代償金支払
 (3) トーゴへの貸付
 (4) 西南アフリカへの貸付
 (5), (6), (7), (8), (11), (12), (13), (14)には一般会計臨時費を含む。順に, 802.5, 579.5, 82.3, 131.7, 575.6, 219.4, 2.4, 0.0(千M)である。
 (9) このうち46.47百万Mは前年度からの繰り入れ。
 (10) このうち17.29百万Mは前年度および前々年度からの繰り入れ。
 (15) 膠州湾は他の保護領とは別個に建營され, その行政費は海軍費として支出された。ここに示した補助金も海軍費として支出されたものである。ただし第15表海軍費の一般会計臨時費からは, この補助金は控除してある。

第18表：各植民地に対する補助金

[単位：百万M]

年度(1)	東アフリカ	カメルーン	トーゴ	西南アフリカ	南洋諸島	計	第17表行政費 (一般会計臨時費)
1896~1900	5.00	1.07	0.18	5.92	0.36	12.53	12.81
1901~1905	5.83	2.48	0.48	8.13	1.34	18.26	18.80
1906	5.05	2.84	—	8.23	1.70	17.82	18.09
1907	14.16	4.56	—	34.88	2.54	56.14	56.53
1908	4.48	2.78	—	29.87	1.67	38.80	39.74

資料：Denkschriftenband, Theil I, S. 7

- (1) 1896~1900, 1901~1905はそれぞれ年平均。

臨時費である。1907~08年の植民省総経費1億Mのうち一般会計臨時費は96百万Mを占めているのである。そこで, この経費の何たるかについて解明する必要があるが, さしあたり第18表によって判断するほかない。

第19表：植民地財政に占めるライヒ補助金(遠征費含む)の比重

A：全植民地

[単位：百万M]

年度(1)	総支出	総収入	経常収入	補助金(2)	補助金 経常収入(%)	補助金(%) 総収入
1901	28.90	25.50	25.50	17.78	69.7	69.7
02	26.28	25.26	25.26	16.02	63.4	63.4
03	29.58	30.56	30.56	20.56	67.3	67.3
04	87.66	135.92	135.92	117.03	86.1	86.1
05	189.00	198.89	198.89	132.83	66.8	66.8
06	86.04	164.88	164.88	139.19	84.4	84.4
07	59.58	174.85	174.85	75.51	43.2	43.2
08	181.43	225.22	178.98	47.00	26.3	20.9
09	88.90	134.86	94.57	23.01	24.3	17.1
10	102.46	143.26	103.62	21.32	20.6	14.9
11	114.54	143.94	99.12	18.03	18.2	12.5
12	109.16	109.61	75.28	23.00	30.5	21.0
13	132.75	132.75	91.70	22.36	24.4	16.8

B：西南アフリカ

[単位：百万M]

年度(3)	総支出	総収入	経常収入	補助金(4)	補助金 経常収入(%)	補助金(%) 総収入
1901	12.62	10.86	10.86	8.98	82.7	82.7
02	9.50	9.27	9.27	7.03	75.8	75.8
03	11.17	12.48	12.48	10.24	82.1	82.1
04	66.45	111.54	111.54	108.14	97.0	97.0
05	162.17	169.21	169.21	122.25	72.2	72.2
06	62.67	137.64	137.64	128.46	93.3	93.3
07	35.07	146.00	146.00	65.07	44.6	44.6
08	125.79	159.60	151.80	38.07	25.1	23.9
09	34.08	68.27	63.58	16.25	25.6	23.8
10	47.73	74.59	66.99	14.43	21.5	19.3
11	60.41	78.40	59.63	11.42	19.1	14.6
12	45.02	45.02	36.02	13.83	38.4	30.7
13	54.14	54.14	32.79	14.63	44.6	27.0

資料：Jahrbuch über die deutschen Kolonien, hrsg. v. Dr. Karl Schneider, Essen 1910, S. 277, 279-280; 1914, S. 221, 223より作成。

(1)(3) 1911年度まで決算(ニューギニアは予算), 1912年度はトーゴのみ決算で他は予算
1913年度はすべて予算。

(2)(4) 本表補助金には行政費補助金のほかに遠征費を含む(Ebenda, 1910, S. 281)。
しかし, 第17表との間に次のような差異の生じる原因については不明である。とはい
いえ, 大雑把には西南アフリカ暴動期をはさむ三期の趨勢はほぼ同様とみることが
できよう。

	本表補助金	第17表 臨時行政費 東アフリカ遠征費	プラス西南アフリカ ()内は差額
1901~03年計	54.36	57.16	(2.80)
1904~07年計	464.56	493.98	(29.42)
1908~13年計	154.72	179.75	(25.03)

すなわち, 外務省植民局およびライヒ植民省の一般会計臨時費と各植民地に対する行政費補助金(膠州湾除く)とを比較すると, 両者はほぼ同額で推移している。このことから, 第17表行政費の大部分を占める一般会計臨時費は, 膠州湾を除くドイツの各植民地の行政費に対する補助金であった

と判断することにする。

さて、その植民地行政費補助金は、07～08年に突出しているが、これは第18表に明らかのように、07年東アフリカに14.2百万M、西南アフリカに34.9百万M、1908年同じく西南アフリカに29.9百万Mが与えられたからにはほかならない。東アフリカにおいても、1905年に暴動が起これり、1908年以降⁽⁴⁹⁾ 平静を取り戻している。したがって、東アフリカ、西南アフリカともに、暴動鎮圧時および鎮圧後の現地行政の維持・回復のために、一時的に行政費支出が突出し、これがライヒ補助金の一時的突出につながったものと考えられるのである。

ところで、以上にみたライヒ財政による、植民地財政に対する補助金および遠征費負担は、植民地財政自身にとっていかなる比重を占めていたであろうか。この点を明らかにするために第19表を掲げる。これによれば、西南アフリカおよび東アフリカの暴動鎮圧に至るまでは、ドイツの全植民地（膠州湾除く）の財政収入に占めるライヒ負担金（遠征費含む）の比率は、最低でも63%最高では86%と異常に高い。これはとくに1904～07年の西南アフリカ遠征費負担によるものである。しかし暴動鎮圧後の1908年以降は、急速かつ著しくその比重を低下させている。これには、鎮圧のための遠征費が不要になったことのはかに二つの理由が考えられる。すなわち、ひとつは暴動鎮圧以降植民地は相対的に安定的に運営され得ることとなり、租税・関税収入が急速に増大した⁽⁵⁰⁾ こと。とくに、西南アフリカにおいて、関税収入の増大が顕著である。またここでは、ダイヤモンド鉱脈の発見により、1909年以降鉱山経営収入が得られるようになったことも付け加えておこう。⁽⁵¹⁾ いまひとつは、従来、植民地事業（トーゴおよび西南アフリカの鉄道事業）⁽⁵²⁾ に対して、ライヒ政府がライヒ公債をもって調達した資金を貸付という形で与えていたが（第17表（注）3、4）、1908年以降ライヒ政府の保証に基づく保護領公債（Schutzgebietenanleihe）⁽⁵³⁾ が発行されるに至ったことである。

2 軍人恩給・傷病年金

これら経費に関してとくに言及すべきは次の2点である（第20表）。①普仏戦争による傷病者に対する傷病年金は従来の漸減傾向から1901年以降一転急増し、傷痍軍人救済基金元本消耗のため1906年以降支給額の引下はあったものの、依然として1901年水準を維持し続けた。②陸・海軍の兵員規模の差異に相応して、絶対額では陸軍軍人恩給費が最大であるが、増加率では海軍軍人恩給費が著しく高い。また1908年以降は、第20表IV「その他」の突出が示すように、東アジア遠征による傷病

注 (49) Ebenda, S. 204.

(50), (51) Jahrbuch über die deutschen Kolonien, hrsg. v. Dr. Karl Schneider, Essen 1914, S. 218—223, 232.

(52) Ebenda, 1910, S. 276—277; 1914, S. 220—221; 小林丑三郎『植民地財政論』（明大出版部, 1913年）199—200, 268頁。

(53) Ebenda, S. 218, 223; Fritz Karz, 150 Jahre Staatsschuldenverwaltung 17.1.1820—17.1.1970. Eine Gang durch anderthalb Jahrhunderte deutscher Finanzgeschichte, Berlin 1970, S. 56.

者に対しても傷病年金が支給されるに至った。

①、②ともに軍備拡張に伴う軍人確保のための社会的裏付の必要性の高まったことを示すものであるが、とくに②はこれまでみてきた世紀転換期以降の海軍費および植民地関係費の急増と直接的に関連するものである。

第20表：軍人恩給・傷病年金支出

[単位：百万M]

年 度	I 傷痍軍人救済基 金よりの支出(1)	普通恩給基金よりの支出					I~IV 合 計
		II陸軍	III海軍	IVその他(5)	V文官	II~V小計	
1891	25.23(20.67)	37.33	1.38	—	0.93	39.64	63.94
92	24.62(20.17)	39.40	1.53	—	1.02	41.96	65.55
93	26.47(21.71)	42.85	1.77	—	1.09	45.70	71.09
94	27.78(21.49)	45.33	2.04	—	1.16	48.52	75.15
95	28.95(21.22)	48.26	2.34	—	1.21	51.81	79.55
96	28.75(20.88)	51.27	2.54	—	1.31	55.13	82.56
97	28.59(20.30)	53.66	2.76	—	1.42	57.85	85.01
98	28.30(19.99)	56.76	3.01	—	1.53	61.30	88.07
99	29.97(19.49)	59.61	3.29	—	1.51	64.41	92.87
1900	29.43(18.88)	62.18	3.64	—	1.64	67.46	95.25
01	45.49(31.18) (2)	64.14	4.01	0.00	1.84	69.98	113.64
02	49.33(33.13)	66.03	4.37	0.11	1.92	72.43	119.84
03	53.57(35.98)	67.74	4.61	0.17	2.07	74.59	126.09
04	51.99(43.05)	69.45	5.22	0.20	2.21	77.08	126.86
05	47.40(38.80)	71.72	5.65	0.22	2.29	79.89	124.99
06	37.97(37.90) (3)	85.15	6.63	0.65	2.43	94.86 (3)	130.40
07	37.35(37.28)	90.42	7.42	0.67	2.66	101.17	135.86
08	35.85(35.79)	92.77	8.30	3.97	2.77	107.82	140.89
09	34.71(34.66)	95.42	8.95	4.21	3.08	111.66	143.29
10	33.50(33.48)	98.35	9.63	4.50	3.47	115.95	145.98
11	32.28(32.28) (4)	101.33	10.28	4.67	3.74	120.01	148.56
12	— (30.96)	93.04	10.92	4.87	4.05	112.88	139.79
13	— (29.39)	95.70	12.08	5.03	4.15	116.95	142.20

資料：St. Jb. 1895 ff. より作成。

- (1) ()内は普仏戦争による傷病者に対する傷病年金。
- (2) 99年7月1日付法律による支給額引上(RGBI. 1899, S. 339f.)。
- (3) 1906年6月9日付法律により普仏戦争傷病年金支給額が引き下げられ、70年よりも前の戦争による傷病者に対する傷病年金等は普通恩給基金に移管され、遺族扶助料、恩給補助費は財務省一般基金に移管された(RGBI. 1906, S. 730f.)。
- (4) 傷痍軍人救済基金元本が1911年をもって費消されたため、以降の支出は普通恩給基金からする従来からの傷病年金支出。
- (5) 1908年以降の急増は東アジア遠征による傷病者に対する傷病年金が支出されたことによる(St. Jb., 1911, S. 360)。

III 社会政策費

以上にみた軍事費および軍事関連経費と並んで、ライヒ財政支出のもつもうひとつの特徴として

ドイツ・ライヒ財政の帝国主義的構造

第21表：老齢・廃疾保険給付に対するライヒ国庫負担金

年度	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13
絶対額(百万M)	6.1	9.0	11.3	13.9	16.9	19.2	21.8	24.4	27.1	30.8	33.9	37.8	41.9	45.3	47.4	48.8	49.6	50.5	51.5	52.5	53.3	55.1	58.5
増加率	100	148	185	228	277	315	357	400	444	505	556	620	687	743	777	800	813	828	844	861	874	903	959
ライヒ財政支出中に占める比率(%)	0.7	1.0	1.3	1.5	1.9	2.1	2.3	2.4	2.5	2.5	2.6	3.0	3.3	3.5	3.4	3.2	2.7	2.9	2.7	2.6	2.8	2.7	2.3

資料：前掲第4表，後掲第22表。

第22表：労働者保険収支(疾病保険・災害保険・老齢・廃疾保険)

(単位：百万M)

年度	I 保険料		II ライヒ補助金	III 利子その他	IV I~III計經常収入	V 給付	VI 管理費	VII V~VI計經常支出	VIII 資産	IX /V (%)
	雇主	被保険者								
1885	18.37	45.12	—	2.92	66.41	54.16	4.63	58.79	31.78	—
86	32.18	49.82	—	3.34	85.34	61.91	7.02	68.93	45.16	—
87	40.89	53.54	—	4.13	98.56	68.07	7.98	76.06	66.29	—
88	50.85	58.79	—	5.26	114.90	78.24	9.54	87.78	99.39	—
89	60.84	65.51	—	6.39	132.74	92.59	10.91	103.50	127.97	—
90	67.95	71.11	—	8.31	147.36	112.70	11.98	124.69	149.52	—
91	124.88	122.55	6.05	10.59	264.07	140.39	17.21	151.61	255.51	4.31
92	130.58	125.29	9.04	15.07	279.98	159.62	18.95	178.57	356.74	5.66
93	139.19	130.21	11.34	19.37	300.11	178.93	20.61	199.54	453.54	6.34
94	147.45	135.42	13.92	23.96	320.76	189.00	21.51	210.51	563.40	7.37
95	154.75	140.81	16.93	29.04	341.53	208.64	23.21	231.84	672.08	8.11
96	165.35	150.65	19.23	32.30	367.53	229.06	25.00	254.06	784.38	8.40
97	170.67	159.28	21.84	37.09	388.87	256.43	26.62	283.05	889.50	8.52
98	183.01	169.17	24.40	41.10	417.68	281.41	28.45	309.87	995.03	8.67
99	198.68	180.77	27.11	46.23	452.79	318.42	31.08	349.49	1,098.04	8.51
1900	212.67	190.61	30.76	51.62	485.65	355.00	34.97	389.97	1,192.22	8.66
01	238.02	198.19	33.87	56.51	526.59	387.75	36.43	424.17	1,298.40	8.74
02	256.67	207.00	37.85	60.58	562.10	415.25	40.30	455.55	1,406.09	9.11
03	274.88	219.98	41.85	66.75	603.47	455.33	44.13	499.45	1,502.07	9.19
04	304.71	249.61	45.28	71.51	671.10	512.77	48.19	560.96	1,610.42	8.83
05	325.57	268.34	47.35	76.14	717.40	551.68	51.33	603.01	1,722.25	8.58
06	349.33	292.40	48.76	79.27	769.76	576.38	55.35	631.73	1,855.14	8.46
07	367.15	314.59	49.62	85.87	817.23	626.64	59.25	685.89	1,977.16	7.92
08	388.72	328.43	50.52	91.75	859.43	670.41	64.29	734.70	2,083.92	7.54
09	414.17	342.78	51.50	85.23	893.68	693.50	68.67	762.16	2,371.37	7.43
10	428.43	366.35	52.54	109.88	957.19	718.64	73.02	804.58	2,521.07	7.31
11	442.20	393.88	53.28	109.77	999.13	769.85	76.05	852.10	2,663.11	6.92
12	481.89	447.87	55.07	126.20	1,111.03	801.09	81.76	889.01	2,875.25	6.87
13	500.37	471.29	58.53	127.92	1,158.11	854.86	87.31	948.45	3,077.20	6.85

資料：Das Reichsversicherungsamt und die deutsche Arbeiterversicherung. Festschrift des Reichsversicherungsamts zum Jubiläum der Unfall- und der Invalidenversicherung, Berlin 1910, S.172; St. Jb. 1911, S. 396; 1914, S. 387; 1915, S. 385.

第23表：軍事費と社会政策費

()内は増加率 (単位：百万M)

年度	I 陸軍費	II 海軍費	I + II	III 保険給付金	IV ライヒ補助金	III / I (%)	III / II (%)	III / I + II (%)	IV / III (%)
1885	371.7(100)	52.1(100)	423.8(100)	54.2(100)	— (—)	14.6	104.0	12.8	—
90	719.5(194)	71.8(138)	791.3(187)	112.7(208)	6.1(1)(100)	15.7	157.0	14.2	4.3(2)
95	562.7(151)	85.9(165)	648.6(153)	208.6(385)	16.9 (277)	37.1	242.8	32.2	8.1
1900	656.4(177)	157.4(302)	813.8(192)	355.0(655)	30.8 (505)	54.1	225.5	43.6	8.7
05	697.7(188)	231.5(444)	929.2(219)	551.7(1,018)	47.4 (777)	79.1	238.3	59.4	8.6
10	832.5(224)	426.2(818)	1,258.7(297)	718.6(1,326)	52.5 (861)	86.3	168.6	57.1	7.3
13	1,291.6(347)	470.6(903)	1,762.2(416)	854.9(1,577)	58.5 (959)	66.2	181.7	48.5	6.8

資料：前掲拙稿下69—70頁，前掲第4表・第22表。

- (1) 91年の補助金。
- (2) 91年の保険給付金に占める補助金の比率。

第24表：老齢・廃疾保険収支⁽¹⁾

〔単位：百万M〕

年度	I 保険料		II ライヒ補助金	III 利子その他	IV I～III計 經常収入	V 給付	VI 管理費	VII V～VI計 經常支出	VIII 資産	II/V (%)	IX 社会保険 資産全体 (%)
	雇主	被保険者									
1891	46.99	46.99	6.05	0.80	100.82	15.30	3.90	19.20	81.62	39.5	31.9
92	47.82	47.82	9.04	3.91	108.59	22.40	4.84	27.23	162.98	40.4	45.7
93	48.45	48.45	11.34	6.77	115.02	28.02	5.04	33.07	244.93	40.5	54.0
94	50.02	50.02	13.92	10.14	124.10	34.82	5.39	40.20	328.83	40.0	58.4
95	51.36	51.36	16.93	13.40	133.06	42.68	6.06	48.74	413.15	39.7	61.5
96	54.57	54.57	19.23	15.86	144.23	51.32	6.76	58.09	499.28	37.5	63.7
97	56.41	56.41	21.84	18.39	153.04	59.89	7.23	67.13	585.20	36.5	65.8
98	58.98	58.98	24.40	21.21	163.56	68.94	7.91	76.85	671.91	35.4	67.5
99	63.63	63.63	27.11	24.00	178.37	78.66	8.97	87.62	762.66	34.5	69.5
1900	64.39	64.39	30.76	27.54	187.07	92.73	11.24	103.97	845.76	33.2	70.9
01	67.41	67.41	33.87	30.84	199.53	105.27	10.85	116.12	929.16	32.2	71.6
02	69.49	69.49	37.85	33.84	210.68	120.41	11.95	132.36	1,007.48	31.4	71.7
03	73.14	73.14	41.85	36.59	224.72	135.15	12.76	147.92	1,084.28	31.0	72.2
04	77.04	77.04	45.28	39.14	238.50	148.36	14.02	162.38	1,160.41	30.5	72.1
05	80.65	80.65	47.35	41.67	250.31	158.22	14.96	173.18	1,237.54	29.9	71.9
06	85.06	85.06	48.76	44.46	263.34	166.04	16.32	182.36	1,318.53	29.4	71.1
07	89.32	89.32	49.62	47.53	275.79	172.89	17.36	190.25	1,404.07	28.7	71.0
08	92.21	92.21	50.52	50.94	285.88	181.48	18.86	200.34	1,489.61	27.8	71.5
09	94.22	94.22	51.50	53.95	293.89	189.03	20.36	209.39	1,574.11	27.2	66.4
10	98.68	98.68	52.54	57.10	306.99	196.83	22.12	218.95	1,662.16	26.7	65.9
11	104.90	104.90	53.28	60.35	323.44	203.87	22.41	226.23	1,759.39	26.1	66.1
12	136.71	136.71	55.07	71.45	399.94	205.19	24.97	230.16	1,929.10	26.8	67.1
13	144.98	144.98	58.53	70.87	419.35	218.34	24.62	242.95	2,105.49	26.8	68.4

資料：Das Reichsversicherungsamt und die deutsche Arbeiterversicherung, S. 175; St. Jb. 1911, S. 396; 1914, S. 387; 1915, S. 385.

(1) 本表収支は、31の社会保険事務所(Versicherungsanstalt)と9の社会保険組合(besondere Kasse)、計40の社会保険取扱機関(Versicherungsträger)についての集計である。

従来考察されてきたいわゆる社会政策費は、老齢・廃疾保険に対するライヒ国庫負担金である。しかし第21表のように、ライヒ財政支出中に占めるその比率は最高で3.5%にすぎず、しかも軍事費および軍事関連経費の著しく増大する1905年以降増勢は鈍化し、ライヒ財政支出中の比率も漸次低下しているのである(内務省費の中では大きな比重を占めている一後掲第26表)。それゆえ、かかるライヒ国庫負担金のみをもって軍事費と並ぶライヒ財政支出の特徴とするわけにはいかない。そこで、社会保険財政の全体像が問われねばならない。

第22表によってこのライヒ国庫負担金の社会保険給付額全体に占める比率をみると4～9%にすぎず⁽⁵⁵⁾、趨勢としては世紀転換期以降低下している。これとは逆に、保険給付金は一貫して急速な増大を示しており、なかんずく世紀転換期以降の増大が著しい。その様相を軍事費の動向と対比したのが第23表である。85年には海軍費とほぼ同額であったが、次第にその1.5～2.4倍に相当するほど

注(54) ライヒ負担の基準は、老齢廃疾保険金給付に際して1人当り年間50Mを補助するというものであった〔藤瀬浩司「プロンシャ・ドイツにおける救貧法と労働者保険制度の展開」(『経済科学』Vol. 20 No. 4 1974年)140頁、同「ドイツにおける社会国家の成立—社会保障政策史の一考察—」(岡田与好編『現代国家の歴史的源流』東大出版会、1982年)320—327頁)。

(55) 老齢廃疾保険の給付金に占める比率は第24表のように当初は40%と相当の高負担であるが、次第に低下して26～7%に至っている。

第25表：老齢・廃疾保険資産運用状況

()内は年平均増加額 [単位：百万M]

年度	I 総資産(1)	II 総資産(2)	III 労働者用住宅	IV その他公益事業	V (III+IV)	II/I (%)	V/II (%)	III/V (%)	IV/V (%)
1899	762.7	701	52	36.4	88.4	91.9	12.6	58.8	41.2
1900	845.8	—	69.6	103.1	172.7	—	—	40.3	59.7
1909	1,574.1	1,443	260.6	468.0	728.6	91.7	50.5	35.8	64.2
増加額	99~09 811.4(81.1)	742(74.2)	208.6(20.9)	431.6(43.2)	640.2(64.0)	91.4	86.3		
	00~09 728.3(80.9)	—	191.0(21.2)	364.9(40.5)	555.9(61.8)	—	—		

資料：St. Jb., 1901, S. 201; Das Reichsversicherungsamt und die deutsche Arbeiterversicherung, S. 128; 前掲第24表より作成。

(1) 40の社会保険取扱機関について。(2) 31の社会保険事務所について。

に増大し、陸軍費に対してもその86%に相当するに至っている。軍事費全体に対しては5~60%の規模に達しているのである。これをもって初めて社会政策費を軍事費に並ぶものとして位置づけることができよう。

ところで、この社会保険財政は前掲第22表のように多額の資産を擁している。そこで次に、社会保険資産のほぼ7割を占める(第24表)老齢・廃疾保険の資産運用状況について考察しておきたい。

第24表の資産高は40の保険取扱機関についてのものであるが、第25表はそのうちの31の保険事務所における資産運用の一部を示したものである。1899~1909年における40の保険取扱機関の資産の増加額811.4百万Mのうち、91.4%にあたる742百万Mが、この31の保険事務所のものである。そしてこの742百万Mのうち86.3%にあたる640.2百万Mは、①労働者用住宅の建設②抵当証券、畜産保護、土地改良等の農業のための投資③病院・療養所・水道・運河・下水その他の一般的な福祉事業への投資に向けられたものである。かかる投資は1899年には31の保険事務所の資産のうち12.6%を占めるにすぎなかったが、その後10年間の資産投資はこの部に集中して、1909年には50.5%を占めるに至っている(増加寄与率86.3%)。1899年にはかかる投資のうち60%近くが被保険者への直接的還元たる労働者用住宅の建設に向けられていたが、徐々に福祉一般や農業保護・救済のための投資が拡大されて、1909年にはこれが64.2%に上昇し、労働者用住宅の建設への投資は35.8%に低下している。このことから、1900年の三者の比率4対3対3〔①69.6②52.4③50.7(百万M)〕⁽⁵⁸⁾は、09年にはそれぞれ3分の1ずつの同率になっていただろうと考えられる。

当初かかる保険資産の投資は、地方団体連合または各邦中央機関によって監督されていたが、1899年7月13日付法律により1900年1月1日以降、プロイセンの13、プロイセン以外の6、計19の保険事務所の資産運用については、ライヒ保険局(内務省)によって監督されることとなった。⁽⁵⁹⁾ 叙

注 (56) St. Jb., 1901, S. 201; Das Reichsversicherungsamt und die deutsche Arbeiterversicherung, S. 135.

(57) これ以外の投資対象は大部分公債その他の有価証券である。たとえば、40の保険取扱機関の資産運用状況を1909年についてみると、総資産1574.1百万Mのうち各邦公債・その他の有価証券532.2百万M(33.8%)、ライヒ公債37.7百万M(2.4%)と、全体の36.2%を占めている(St. Jb., 1911, S. 392)。

(58) Ebenda, 1901, S. 201. なお、三者の比率はこの1900年についてしか判明しない。

(59) Das Reichsversicherungsamt und die deutsche Arbeiterversicherung, S. 127—129.

上の資産運用状況は、ライヒ保険局による監督のもとに資産投資の行なわれた結果を示すものと考えてよからう。かかる保険資産の社会政策的・社会福祉的・農業保護救済的投資は現代における財政投融资の原型をなすものとしても注目に値する。

ライヒ財政支出の重心が圧倒的に軍事におかれている中であって、その軍事体制の他方の軸をなす国内体制の維持・総括という任務は、ライヒ財政それ自身のみをもってしては果し得ないものであった。社会保険財政はその保険金給付および保険資産の運用を通じてかかる任務を担い、もって広い意味でのライヒ財政の一環を形成していたのである。

第26表：内務省費・外務省費等

[単位：百万M]

年度	内務省費	内 務 省 費 主 要 費 目								外務省費 (3)	その他(4)	計
		保険費	保険局	小住宅(1)	キール運河	運河局	特許局	一般基金(2)	小計			
1891	48.09	6.05	0.98	—	26.24	—	1.07	6.14	40.48	13.78	3.45	65.32
92	51.75	9.04	1.14	—	24.95	—	1.22	6.49	42.84	14.35	3.85	69.95
93	57.95	11.34	1.22	—	26.59	—	1.32	7.51	47.98	17.04	3.64	78.63
94	54.81	13.92	1.27	—	23.24	—	1.39	7.37	47.19	14.42	4.12	73.35
95	48.49	16.93	1.28	—	11.17	1.25	1.54	7.24	39.41	17.04	4.66	70.19
96	40.20	19.23	1.36	—	1.44	1.95	1.59	7.27	32.84	11.27	3.65	55.12
97	43.36	21.84	1.47	—	0.76	2.28	1.72	7.32	35.39	11.65	3.19	58.20
98	42.86	24.40	1.56	—	0.57	2.07	1.87	7.55	38.02	12.51	3.19	58.56
99	48.42	27.11	1.68	—	0.28	2.17	2.18	8.38	41.80	13.14	3.52	65.08
1900	56.00	30.76	1.70	—	0.31	2.49	2.49	9.33	47.08	13.98	3.52	73.50
01	60.12	33.87	1.68	—	0.27	2.47	2.77	10.16	51.22	15.55	3.65	79.32
02	66.01	37.85	1.72	2.96	0.09	2.51	3.07	10.19	58.39	15.17	3.67	84.85
03	80.92	41.85	1.81	4.35	0.00	2.42	3.42	10.12	63.97	16.06	3.57	100.55
04	81.10	45.28	1.92	5.66	0.00	2.45	3.73	10.00	69.04	16.12	3.78	101.00
05	80.02	47.35	1.99	3.19	0.09	2.56	3.89	10.21	69.28	17.14	3.80	100.96
06	80.97	48.76	2.07	3.95	—	2.70	4.11	10.67	72.26	19.13	5.57	105.67
07	90.97	49.62	2.16	4.97	3.14	2.78	4.30	11.35	78.32	18.73	5.55	115.25
08	96.90	50.52	2.26	3.59	6.82	2.81	4.46	11.61	82.07	18.00	5.48	120.38
09	103.56	51.50	2.48	3.32	15.09	2.88	5.01	12.47	92.75	18.25	6.09	127.90
10	117.76	52.54	2.50	2.88	29.22	2.96	5.08	12.92	108.10	17.69	5.87	141.32
11	125.40	53.28	2.52	2.24	32.32	3.20	5.14	12.94	111.64	18.75	6.07	150.22
12	142.39	55.07	2.54	3.06	19.12	3.47	5.19	13.19	101.64	20.05	25.98	188.42
13	148.64	58.53	2.56	3.82	45.47	3.53	5.39	13.83	133.13	19.74	182.02	350.40

資料：St. Jb. 1895 ff. より作成。ただし、保険費は前掲第22表による。

- (1) 労働者および低給の官吏向け小住宅建築のための住宅組合 (Baugenossenschaft)への貸付等。
- (2) 保険費負担は、この一般基金からの支出であるが、ここでは控除してある。その大部分は郵船交通維持費である。
- (3) 96～06年の植民局からの支出は除く。また、第17表に示した85～90年、91～95年の植民地行政費は、この外務省費の中に埋没している。
- (4) 議会運営費、帝国宰相および帝国宰相官房、司法省、鉄道省の各経費のほかに、12年、13年については「一般財務行政」よりの支出(一般会計臨時費)20.09、175.93(百万M)を含む。

IV ライヒ公債

軍事費および軍事関連経費の公債財源による支弁については、それぞれその都度必要な限りで言

及してきた通りである。ここでは、
 それぞれの公債のライヒ公債全体に
 占める比重を確定するとともに、こ
 れら公債をめぐる利払費ならびに償
 還問題につき、証券市場との関連の
 中で考察しておきたい。

1898年艦隊法を境目として、1886
 ~1913年における起債目的別比率の

第27表：ライヒ公債の起債目的別比率

起債目的	1886~1897	1898~1913	1886~1913
陸軍	76.4	15.3	35.9
海軍	10.0	29.2	22.8
植民地遠征	—	20.1	13.4
キール運河	6.0	2.5	3.7
郵便・電信事業	0.8	11.2	7.7
鉄道事業	3.9	7.2	6.1
歳入欠陥補填等	—	11.8	8.1
その他	2.9	2.7	2.3
計 (%)	100	100	100

資料：後掲第30表。

変化をみると第27表のようである。陸軍公債比率の激減，海軍公債比率の急上昇，植民地遠征費調達公債の登場は，列強の激しい植民地再分割競争の中にあつて，なかんずくドイツ帝国が強力なる艦隊建造を背景として，植民地政策を急激に展開していったことを示すものである。しかし，軍事および軍事関連公債の比率は圧倒的高位を維持しながらも低下している。郵便・電信・鉄道などの事業公債と歳入欠陥補填のための公債の比率が高まっているためである。ここではとくに事業公債について触れておこう。

この事業公債の増大は，世紀の転換期にいっそう顕著になる公債の累積に伴った著しい利払費の増大に直面して，01年度予算添付記録書により，すでに述べたような陸海軍費の公債財源による支弁原則と並んで，郵便・電信，鉄道の両事業に関する経費支弁原則が確定されたことに照応するものである。その支弁原則は次のようである。①鉄道の場合——未だ鉄道の敷設されていない地域における鉄道建設費，一般会計で処理すると数年にわたる多額の費用のため事業上困難を生じる場合の事業設備費 ②郵便・電信の場合——電信機，ケーブルの購入費，海底電線・地下電線の敷設費（他国の電話業や軍事利害と関連する場合）等。これらの事業経費は公債財源をもって支弁すべきことが規定されたのである。⁽⁶¹⁾かかる起債原則の採用による，いわゆる「生産的」公債の比率の上昇は，なるほど一方で「不生産的」軍事公債の比率低下を伴いながらも，他方ではこの「生産的」公債が利益を生み出す限りでは公債利払に貢献し得るところから，逆に海軍および植民地のための起債を容易ならしめる効果をもったものと考えられる。

世紀転換期以降の海軍・植民地関係を中心とするライヒ公債の急速な累積状況は後掲第30表の通りであるが，もともと償還制度をもたない公債であったことも手伝って，利払費は著しく増大した。利払費の公債による資金調達額に対する比率をとってみると，94年にはすでに50%に達し，発行額の少ない場合には100%を超える異常事態にもなっている。91~13年の総額で同じ比率をとると，

注 (60) 以下，後掲第30表によりみていくが，同表計数を公債による資金調達額であると判断した根拠については第31表をみよ。

(61) Denkschriftenband, Theil I, S. 29.

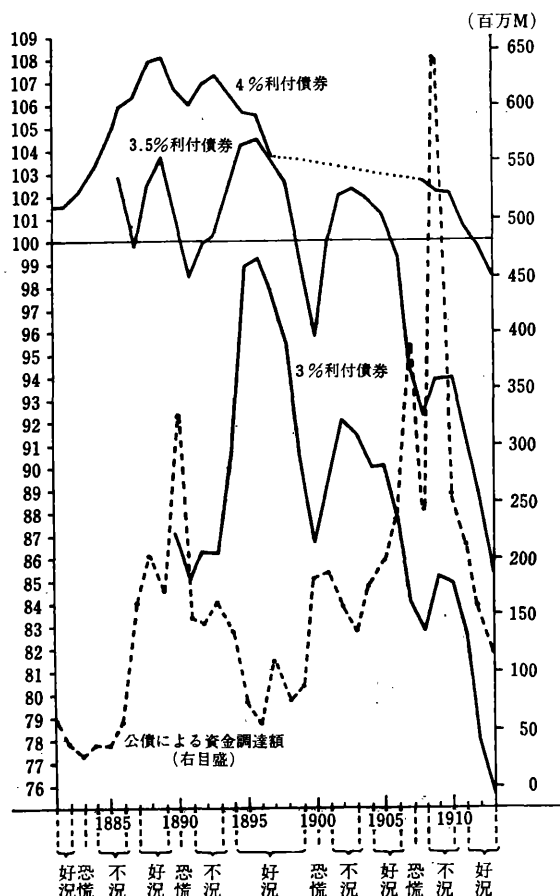
42.7億M中実にその58.5%の25億Mが利払費に相当しているのである(後掲第30表・第32表)。そこで、低利借換と償還が問題となる。借換については、3.5%債の相場の有利な状況(第4図)を背景に1897年3月8日付法律をもって、450百万Mの4%債が3.5%債に借り換えられ、毎年225万Mの利払費の軽減が実現されたことを指摘しておく。⁽⁶²⁾

償還を規定した最初の法律は、1896年のいわゆる「リーバー法」(lex Lieber)である。分担金を超過する分与金の2分の1(翌年4分の3に引上)を償還にあてるとい⁽⁶³⁾うのである。1896年と97年の二法によって、95・96年にさかのぼって計63百万Mが償還された(後掲第32表)。ただし、これは現金償還ではなく、新規発行予定額から超過分与金額の当該割合相当分を削減することをもって償還とみなしたにすぎない。しかも、99年以降分与金が分担金以下となってリーバー法はその実効を失った。⁽⁶⁴⁾1902・03年の

償還額31.15百万Mは、経常費補填のために起こした公債を、1903年3月28日付法律によって関税・タバコ税収入をもって償還したものである。おそらくこれも、そしてまた1909年の25.82百万Mの償還も、リーバー法によると同様新規公債発行の節減にすぎなかったものと思われる。以上いずれの償還も利払費の節減には何ら役立ち得なかった。

これに対して実効のある償還規定をみたのは1909年財政改革においてである。その出発点は1906年財政改革にある。1906年改革は、毎年公債現在高の0.6%を償還すべきものとしたのであるが、

第4図：ライヒ公債の市場価格と公債による資金調達額



資料：Denschriftenband, Theil IV, S.6-7; *Dombois*, a.a.O., Anlage 5; *Witt*, a.a.O., S.386; 後掲第30表。以上により作成。

注(62) RGBI. 1897, S. 21ff.; *A. v. Dombois*, *Der Kurstand der deutschen Staatsanleihen mit einem Rückblick auf die Entwicklung des Schuldenwesens in Preußen und im Reiche*, Hannover 1911, S. 34; *Wilhelm Gerloff*, *Der Staatshaushalt und das Finanzsystem Deutschlands*, in: *Handbuch der Finanzwissenschaft*, 1. Aufl., Bd. III, 1929, S. 36; *Karl*, a. a. O., S. 52.

(63) RGBI. 1896, S. 130; 1897, S. 95.

(64) St. Jb., 1901, S. 182; 1903, S. 220.

(65) § 1 d. Ges. v. 28. März 1903, RGBI. S. 109.

他方で分与金を超える分担金の上限を1人当り40ペニヒとし、これを超える部分については3年間の延納を認めることとしたため、償還は制限されざるを得ず、結局実現できなかつた。⁽⁶⁶⁾1909年改革はこれを受けて、1910年9月30日までの公債の大部分は毎年公債現在高の0.1%、10年10月1日以降の公債については、生産的公債は少なくとも1.9%、不生産的公債は少なくとも3%を償還すべきものとした。さらに、リーパー法同様新規債の発行を節減すれば、これを償還とみなすことと⁽⁶⁷⁾した。

かくして、ようやくして10年度以降本格的な償還が開始されるに至ったのであるが、すでに利払費は1.7億Mに達し、12~13年には起債が大幅におさえられたこともあって、ついに公債による資金調達額を上回るに至った。償還制度の確定が遅すぎたといわなければならない。もともと公信用は租税によって基礎づけられていることはいうまでもないが、ライヒ租税高権はその構造上さぶる脆弱であったため、確たる租税高権に基づいて同時に設定さるべき償還制度もまた不備を免れなかつた。だが、ライヒ財政はその脆弱なる租税高権故に、かかる脆弱なる公信用に依存せざるを得なかつた。したがって、累積と利払費増大を余儀なくされる運命にあったライヒ公債は、ライヒ財政制度それ自身のうちに、その相場下落の内的必然性を有していたといつてよい。これが証券市場の状況とからみ合つて公債相場に影響を及ぼす。

第4図にみられるライヒ公債相場の推移の特徴とその原因は次のように整理できよう。①1890年代後半を境に従来好況期にも上昇していた相場は下落し始め、1904年には好況開始とともに下落している。90年代後半の産業の集中・集積は巨額の資本調達を必要ならしめ、市中金利はこれまでになく騰貴したため、従来公債をかつこうの投資対象としていた銀行は、有利な産業証券業務に活動の重点を移したのである。⁽⁶⁸⁾②それでも不況期には相場は回復をみていたものの、1908~10年の不況期にはほとんど回復せず、1904年以降は一貫

した下落とみる事ができる。第28表のようにライヒ公債は各種確定利付証券との強い競合関係の中で次第にその他位を低下させて⁽⁶⁹⁾いった。たとえば、ライヒ監督下の58の生命保険会社の運用資産37.6億Mのうち、ライヒ⁽⁷⁰⁾および各邦公債は1.4%にすぎない(1905年)。これに対して、168の保険会社の運用資産46.5億M

第28表：各種確定利付証券流通高 [単位：億M]

	1889	1908	増加高
国債(ライヒ公債)	95(11.2)	186(42.5)	91(31.4)
地方債	13	53	40
農業抵当証券等	19	33	14
抵当証券	27	97	70
産業社債	10	30	20
計	164	399	235

資料：Dombois, a. a. O., S. 42.

注 (66) § 3 und § 4 d. Ges. v. 3. Juni 1906, RGBl. S. 620; Dombois, a. a. O., S. 18.

(67) RGBl. 1909, S. 743ff.; Dombois, a. a. O., S. 18—19; Gerloff, a. a. O., S. 36.

(68) 詳細については、戸原四郎『ドイツ金融資本の成立過程』(東大出版会, 1960年) 218—219, 228—230, 314—353頁。また、簡潔な整理として、長坂聡「ドイツ金融資本の成立」(武田隆夫編『帝国主義論』上, 東大出版会, 1961年) 125—133, 139—149頁。

(69) ハイマンもほぼ同様の指摘をしている(Hugo Heyman, Die Deutschen Anleihen, Berlin 1911, S. 49—59)。

(70), (71), (72) Dombois, a. a. O., S. 47—48.

第29表：公債依存率

80年代 (％)

年度	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	81～90計
ライヒ財政(1)	7.3	4.3	5.2	6.5	6.3	9.9	22.7	26.6	22.9	33.2	16.9
陸軍	7.4	3.5	3.0	4.0	4.5	8.8	25.9	31.1	26.5	38.5	18.4
海軍	22.1	23.4	25.9	28.9	22.3	24.2	21.2	22.7	19.7	36.6	25.2

90年代以降 (％)

年度	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	91～13計
ライヒ財政(1)	16.7	16.0	16.3	12.3	7.0	5.5	11.0	6.6	7.3	13.9	13.6	10.4	7.8	10.3	10.3	15.0	23.3	16.1	16.2	10.6	9.1	5.6	2.6	11.3
陸軍	16.8	17.2	19.4	15.0	8.3	7.9	12.5	5.9	4.6	4.5	4.0	5.3	5.1	4.2	4.3	4.3	5.4	5.4	5.2	5.4	4.0	2.3	1.0	6.6
海軍	29.0	21.4	14.9	6.4	8.9	6.4	24.8	22.7	21.8	25.1	27.4	26.0	22.5	21.0	20.3	20.6	18.9	25.6	26.6	26.6	24.4	19.7	10.6	21.4

資料：前掲拙稿下付表1・2・10(a)・10(b)・17, および前掲第4表・第5表・第15表・後掲第30表。

(1) ライヒ財政支出という場合、分与金・官業費は含まない。したがって逆に、公債においても官業公債は含まない。また、運転基金のための公債の場合、80年代については内訳が判明するが、90年代(93年のみ)については判明しないので、これについては統一のため全面的に削除した。なお、09年の408.18百万Mについては、第30表注(3)に記した当該年度に均等配分した。

のうち38億Mが抵当証券に向けられているのである⁽⁷¹⁾。また、1908年頃のライヒおよび各邦公債190～200億Mのうち、貯蓄金庫・保険会社・銀行・産業企業が所有していたのは30～40億Mにすぎず、残りのうちの外国人所有7.5億M以外は多数の私人(小資本家)の手中にあったという⁽⁷²⁾。

かかる証券市場の状況に、1904年以降西南アフリカ遠征費調達公債が起こされるといふ事態が重なる⁽⁷³⁾。これがまた既述の1909年改革による償還制度の確定を急がせることになったと同時に、かくも弱体なる公信用の維持のためには、いまや確立・展開する金融資本の提示する条件に決定的に従属した公債政策を展開するほかなかったといえよう。4%債の発行再開はその一端を示すものであろう。だがこれはまた矛盾の拡大再生産でしかなかったのである。

しかしながらわれわれは、以上のような公信用の脆弱性に現わされるライヒ財政の自己矛盾の展開の中に、ライヒ財政の連続的危機を見出すことをもって結論とするものではない。けだし、第29表のように、ライヒ財政支出および軍事費の公債依存率は、1880年代と1890年代以降を比較すると低下しているからである。98年艦隊法を契機に、陸軍費の公債依存率は急激に低下し、急激に膨脹する海軍費のそれはほぼ25%前後で推移している。ライヒ財政全体のそれには1906～09年に若干の突出がみられる。これは歳入欠陥補填と分担金猶予分取戻のための公債発行に起因するものであり、したがってその点われわれもライヒ財政の危機的状況を全面的に否定するものではない。だが、

注(73) 武田教授は1904～06年の好況期にも公債発行が減少しなくなった原因について、①金融資本がその「過剰資本」の投下先として公債発行を要望するようになったこと②資本が世界市場の再分割にのり出し、それに応ずるために軍備拡充・鉄道建設が強化されたこと、の二点をあげておられる(前掲武田論文91～92頁)。この時の公債発行増大の原因は直接には西南アフリカ遠征にあるので、②の世界市場の再分割・軍備拡充のためということには基本的に異論はない。しかし①には疑念をはさまざるを得ない。けだし、この「過剰資本」がこの好況期においても積極的に公債に向けられていたとすれば、急激な相場下落もある程度緩和されていたものと考えられるからである。

(74), (75) 前掲伊東論文。

〔単位：百万M〕

第30表：ライヒ公債の用途別内訳

年度	陸軍	海軍	鉄道事業	郵便・ 電信事業	キール 運河(1)	労働者用 小住宅	ハンブルク・ ブレメン の関税同盟 への編入費	植民地への 貸付等(2)	遠征費			その他(3)	計	公債発行残 高(各年度 末現在)
								西 南 ア フリ カ	東 ア ジ ア	東 ア フリ カ				
1886	34.77	12.19	2.22	—	0.15	—	7.00	—	—	—	—	0.92	57.25	486.2
87	137.04	11.09	2.09	—	1.57	—	7.00	—	—	—	—	3.19	161.98	721.0
88	171.33	11.63	2.08	6.85	3.99	—	7.00	—	—	—	—	—	202.88	883.8
89	143.66	10.76	1.63	1.09	9.57	—	7.00	—	—	—	—	—	173.71	1,118.0
90	277.07	26.31	2.49	3.72	11.69	—	4.00	—	—	—	—	0.87	326.15	1,317.8
91	95.19	24.74	4.95	1.99	17.61	—	4.00	—	—	—	—	—	148.48	1,685.6
92	99.08	19.32	4.74	—	16.95	—	4.00	—	—	—	—	—	144.09	1,740.8
93	116.77	12.13	7.16	—	18.63	—	—	—	—	—	—	6.73	161.42	1,915.7
94	92.85	5.04	22.62	—	15.66	—	—	—	—	—	—	—	136.17	2,081.2
95	46.69	7.67	8.06	—	7.59	—	—	—	—	—	—	—	70.01	2,125.3
96	44.60	5.89	5.44	—	0.98	—	—	—	—	—	—	—	56.91	2,141.2
97	76.65	28.33	4.03	—	0.51	—	—	—	—	—	—	—	109.52	2,182.2
98	37.22	28.63	10.47	—	0.38	—	—	—	—	—	—	—	76.70	2,223.0
99	29.81	31.75	9.89	—	0.19	—	—	16.60	—	—	—	—	88.24	2,298.5
1900	29.26	39.43	10.66	1.35	0.21	—	—	—	100.16	—	—	—	181.07	2,395.7
01	27.26	53.31	8.93	0.52	0.19	—	—	—	94.38	—	—	—	184.59	2,813.5
02	35.48	53.30	10.37	15.89	0.06	2.96	—	—	39.54	—	—	—	157.60	2,813.5
03	33.67	47.87	17.10	19.65	0.00	4.35	—	—	14.60	—	—	—	137.24	3,103.5
04	27.25	43.43	16.72	24.65	0.00	5.66	—	—	47.18	—	—	—	175.77	3,203.5
05	30.00	46.98	18.42	30.84	0.06	3.19	—	5.73	43.53	14.10	0.19	—	193.04	3,543.5
06	32.12	50.65	16.70	37.85	—	3.95	—	1.36	85.58	6.79	0.09	—	235.09	3,803.5
07	44.05	55.23	26.80	42.96	3.14	4.97	—	0.31	202.84	6.63	1.52	—	388.45	4,003.5
08	44.79	86.62	23.78	57.66	6.82	3.59	—	16.39	0.06	1.69	0.00	—	241.40	4,253.5
09	45.09	109.21	14.44	42.66	15.09	3.32	—	3.60	0.07	0.88	0.00	408.18	642.54	4,893.5
10	44.78	113.56	13.03	28.14	29.22	2.88	—	—	23.70	0.01	—	—	255.32	4,844.2
11	32.91	108.20	13.86	24.69	32.32	2.24	—	—	—	—	—	—	213.50	4,894.0
12	21.80	89.48	20.48	23.74	—	3.06	—	—	—	—	—	—	158.56	4,805.8
13	12.90	49.97	16.67	34.50	—	3.82	—	—	—	—	—	—	117.86	4,917.9
86~97計	1,335.70	175.10	67.51	13.65	104.9	—	40.00	—	—	—	—	11.71	1,748.57	
98~13計	527.67	1,007.62	248.31	385.10	87.68	43.99	—	43.99	402.96	289.66	1.80	408.18	3,446.97	
86~13計	1,863.37	1,182.72	315.83	398.75	192.58	43.99	40.00	43.99	402.96	289.66	1.80	419.89	5,195.54	

資料：St. Jb. より作成。

(1) 12年度からは一般会計臨時費に移された。

(2) 第17表注(2)~(4)参照。

(3) 86年：通貨制度改革，87・90年：運転基金(陸軍向け)。93年の6.73百万M(運転基金)は陸軍および郵便・電信事業に向けられたものと考えられる。1909年の408.18百万Mのうち，135.84百万Mは07~08年の歳入欠陥の補填，145.88百万Mは06~08年の分与金を超過する分担金の猶予分を公債で清算したものの，126.46百万Mは超過分担金の上限1人当り80ペニヒを超える額の清算。

第31表：第30表計数(本表Ⅵ)を公債による調達資金であると判断した根拠

(単位：百万M)

	ライヒ成立から1891年3/31まで		ライヒ成立 Ⅲから1908年 3/31まで(3)	1891年4月1日～1908年3月31日		
	I Sattler(1)	Ⅱ 拙稿(2)		Ⅳ(Ⅲ-Ⅰ)	V(Ⅲ-Ⅱ)	Ⅵ特別会計臨時費(4)
陸軍	882.9	890.8	1,791.7	908.8	900.9	898.0
海軍	214.7	214.7	768.4	553.7	553.7	553.7
鉄道事業	49.3	49.3	252.4	203.1	203.1	203.1
郵便・電信事業	69.4	69.4	249.1	179.7	179.7	175.7
印刷局	5.3	5.3	5.3	—	—	—
通貨制度改革	46.4	46.4	46.4	—	—	—
土地獲得	7.6	7.6	7.6	—	—	—
キール運河	27.0	27.0	109.1	82.1	82.1	82.2
労働者用小住宅	—	—	25.1	25.1	25.1	25.1
ハンブルク・プレーメン の関税同盟編入費	44.0	44.0	52.0	8.0	8.0	8.0
植民地行政	—	—	24.0	24.0	24.0	24.0
西南アフリカ遠征費	—	—	379.1	379.1	379.1	379.1
東アジア	—	—	287.1	287.1	287.1	287.1
東アフリカ	—	—	1.8	1.8	1.8	1.8
その他	—	—	114.3	114.3	114.3	(6.7)
その他を除く計	1,346.5	1,354.4	3,999.0	2,652.5	2,644.5	2,644.5

(1) C. Sattler, Das Schuldenwesen des Preußischen Staates u. des Deutschen Reiches, Stuttgart 1893, S. 410-11.

(2) 前掲拙稿下74頁。

(3) Denkschriftenband, Theil I, S. 28.

(4) ()内は、公債による調達資金の運転基金からの支出。

※ 本表から明らかなように、ⅡとⅥを結合すれば Denkschriftenband の示す計数とトータルで一致する。ただ、個別にみると陸軍と郵便・電信について差異があるが、その原因は、Ⅵの運転基金6.7百万Mの配分によるものと考えられる。公債による調達資金が運転基金から支出される場合、80年代には印刷局、陸軍、郵便・電信に向けられたのであるが、90年代以降公債収入が印刷局に向けられた事実はないので、陸軍と郵便・電信に向けられたと考えてよからう。

第32表：財務行政費

(単位：百万M)

年度	債務管理費(1)		公債利払費	償還費(2)	税務行政費(3)	会計検査院費(4)	その他(5)	計
	經常費	臨時費						
1891	0.20	—	55.60	—	0.43	0.62	8.83(3.96)	65.58
92	0.31	—	58.40	—	0.43	0.63	9.93(4.11)	69.70
93	0.25	—	64.93	—	0.44	0.64	6.36(4.43)	72.62
94	0.27	—	68.70	—	0.44	0.68	6.72(4.47)	76.81
95	0.26	0.00	71.44	(13.00)	0.45	0.75	4.60(4.01)	90.50
96	0.23	0.00	72.07	(50.00)	0.45	0.75	4.97(4.18)	128.47
97	0.32	—	72.11	—	0.47	0.81	4.89(4.08)	78.60
98	0.30	0.01	71.99	—	0.47	0.85	5.58(4.87)	79.20
99	0.19	0.14	75.33	—	0.47	0.87	5.37(4.61)	82.37
1900	0.36	0.01	78.67	—	0.47	0.88	20.11(7.77)	100.50
01	0.34	0.00	88.72	—	0.48	0.94	6.08(5.30)	96.56
02	0.44	0.00	95.60	(8.40)	0.53	0.94	6.62(5.92)	112.53
03	0.42	0.00	100.21	(22.75)	0.53	0.98	9.06(5.63)	133.95
04	0.49	0.03	111.53	—	0.54	1.41	17.91(16.79)	131.91
05	0.43	0.26	119.15	—	0.53	1.42	22.26(20.73)	144.05
06	0.86	0.22	131.98	—	0.54	1.41	25.13(24.26)	160.14
07	0.93	0.99	146.50	—	4.36	1.22	80.69(26.10)	234.69
08	1.11	0.44	159.19	—	5.24	1.20	49.24(28.26)	216.42
09	1.24	—	171.93	(25.82)	5.56	1.41	78.12(28.56)	284.08
10	1.18	16.42	168.30	152.90	6.52	1.27	74.92(29.65)	421.51
11	1.26	5.38	170.71	89.69	0.67	1.27	41.81(34.34)	310.70
12	1.36	5.70	169.74	54.36	0.67	1.26	38.68(35.60)	271.77
13	1.33	5.90	178.82	59.24	0.68	1.30	45.94(41.36)	293.21

〔第32表資料および注〕

資料：St. Jb. 1895 ff. より作成。

- (1) 一般会計よりの支出。
- (2) 債務管理費、公債利払費、公債償還費は債務管理庁の所管であるが、()内の償還額は財務省所管。
- (3) 06年までは関税・消費税の徴収監督費のほかに、戦争準備基金の管理費を含む。07年以降ライヒの直接的な税務行政費が加わる。
- (4) 会計検査院経費の一般会計臨時費は微小額なので經常費と合算した。
- (5) 財務省経費のうち本省費、一般基金支出、一般会計臨時費を合算。()内は一般基金支出。ただし、91～92年には特別会計臨時費4百万M(ハンブルク・ブレーメンの関税同盟への編入費)がそれぞれ含まれている。1900年の突出は、帝国国庫運転資金強化のための支出11.68百万Mを含むため。07年の突出は寡婦・孤児基金への拠出金42.38百万Mを含むため。07～10年には、帝国相続税に対する各邦持分の不足額補充支出、9.64, 9.18, 11.33, 10.31(百万M)がそれぞれ含まれる。

それを考慮してもなおライヒ財政支出の公債依存率の横ばいしないし低下傾向は歴然としている。ここにわれわれは、他面経済の飛躍的發展の中にあつてなおライヒ財政支出の国民所得に占める比率は上昇を続けていたことをも考え合わせて(前掲第4表)、従来実効が薄かったとされている諸財政改革⁽⁷⁵⁾につき、むしろライヒ財政にとって積極的意義を有するものとしてとらえ直す必要があるのではないかと考える次第である。

むすび

以上の考察によって明らかになった点を簡単に総括しておこう。

陸軍費——人的関係費中心の漸増(經常費)、海軍費——建艦費中心の激増(臨時費)という対照的膨脹構造に現われているように、1890年代後半なかんずく世紀転換期以降1912年までの時期において、海軍費は陸軍費を上回る増加額を示した。海軍を主軸とする軍備拡張であったといつてよい。また、北清事変や西南アフリカ暴動の植民地問題のため、ライヒは多額の遠征費や行政費補助金を負担しなければならなかった。なるほど、暴動鎮圧後植民地財政は租税・関税収入や鉱山経営収入の増大により大いに好転するが、トーゴ、サモアのほかはライヒ財政による補助を依然として不可欠とした。

かかる軍事費・植民地関係費の急増は他面で、軍人恩給費の増大、植民地遠征による傷病者への年金支給を必要ならしめ、また、海軍費のいっそうの増大を牽引した軍艦の大型化はキール運河の拡張を余儀なくしたのである。

以上の広義の軍事中心の経費膨脹構造をもつライヒ財政において、不可欠の要素をなしていたのが社会政策費とライヒ公債である。

狭義の社会政策費としての老齢・廃疾保険に対するライヒ国庫負担金は、むしろそれのみをもってしては社会政策的任務を果し得るものではなかった。三大労働者保険の給付金総額および保険資

産の運用状況を考慮して初めて、社会政策費を軍事費と並ぶものとして位置づけることができた。ライヒ財政それ自身は軍事に傾斜し、その軍事体制の他方の軸をなす社会政策的支出は社会保険財政によって担われていたのである。ここにわれわれは、広い意味でのライヒ財政の帝国主義的構造を見出すことができるのである。

また、そのライヒ財政の帝国主義的構造の主軸をなす広義の軍事費に対してライヒ公債は重要な資金調達手段をなしていた。世紀転換期以降、なかんずく海軍公債、植民地遠征費調達のための公債が絶対的にも相対的にも著しく増大した。かかる軍事的性格をもつ償還義務なきライヒ公債の激しい累積によって、利払費は公債による資金調達額の5割以上にもおよぶほど異常に増大した。かかる事態に対して、銀行活動の重点は産業証券業務に移り、公債の各種確定利付証券との競合関係はますます強まるという証券市場の状況が加わって、ライヒ公債相場は急激に下落し、ここに公信用はその脆弱性を露呈して限界に達した。この公信用の脆弱性はライヒ財政それ自身の構造的脆弱性を集中的に表現するものといってよい。1909年財政改革による公債償還制度の確定は、すでに以前から試みられてきたかかる脆弱性を克服せんとするライヒ政府の努力のひとつの帰着であり、また一定の成果を示すものであった。連続する諸財政改革そのものの検討は後日を期したい。

(付記) 本稿脱稿後、加藤栄一・林健久編『ドイツ財政統計 [1872~1913] (ライヒとプロイセン)』(東大出版会、1983年)が刊行された。とくにプロイセンに関して貴重な資料が整理・提示されている。ライヒに関しては、1902年以降の社会保険会計の収支が示されているが(115頁)、保険資産の運用状況については明らかにされていない。

(慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程)